

別紙

第1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目次

改正後	改正前
第1章 総則	第1章 総則
第1節 納税地及び納税義務	第1節 納税地及び納税義務
第2節 事業年度	第2節 事業年度
第3節 同族会社	第3節 同族会社
第3節の2 支配関係及び完全支配関係	第3節の2 支配関係及び完全支配関係
第4節 組織再編成	第4節 組織再編成
第5節 資本金等の額及び資本等取引	第5節 資本金等の額及び資本等取引
第6節 利益積立金額	第6節 利益積立金額
第7節 仮決算における経理	第7節 仮決算における経理
第8節 その他	第8節 その他
第2章 収益並びに費用及び損失の計算	第2章 収益並びに費用及び損失の計算
第1節 収益等の計上に関する通則	第1節 収益等の計上に関する通則
第1款 <u>資産の販売等に係る収益計上に関する通則</u>	第1款 <u>棚卸資産の販売による収益</u>
第1款の2 <u>棚卸資産の販売に係る収益</u>	
第2款 <u>固定資産の譲渡等に係る収益</u>	第2款 <u>請負による収益</u>
第3款 <u>役務の提供に係る収益</u>	第3款 <u>固定資産の譲渡等による収益</u>
第4款 <u>短期売買商品の譲渡に係る損益</u>	第4款 <u>短期売買商品の譲渡による損益</u>
第5款 有価証券の譲渡による損益	第5款 有価証券の譲渡による損益
第6款 利子、配当、使用料等に係る収益	第6款 利子、配当、使用料等に係る収益

改 正 後	改 正 前
<p>第7款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第9款 短期売買商品の時価評価損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 <u>リース譲渡</u></p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 <u>仕入割戻し</u></p> <p>第6節 その他</p> <p>第3章 受取配当等</p> <p>第1節 受取配当等の金額</p>	<p>第7款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第9款 短期売買商品の時価評価損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 <u>長期割賦販売等</u></p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 <u>割戻し</u></p> <p>第1款 <u>売上割戻し</u></p> <p>第2款 <u>仕入割戻し</u></p> <p>第6節 その他</p> <p>第3章 受取配当等</p> <p>第1節 受取配当等の金額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 負債の利子の計算</p> <p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p>	<p>第2節 負債の利子の計算</p> <p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p>

改 正 後	改 正 前
第4節 棚卸しの手続	第4節 棚卸しの手続
第6章 削 除	第6章 削 除
第7章 減価償却資産の償却等	第7章 減価償却資産の償却等
第1節 減価償却資産の範囲	第1節 減価償却資産の範囲
第1款 減価償却資産	第1款 減価償却資産
第2款 少額の減価償却資産等	第2款 少額の減価償却資産等
第2節 減価償却の方法	第2節 減価償却の方法
第3節 固定資産の取得価額等	第3節 固定資産の取得価額等
第1款 固定資産の取得価額	第1款 固定資産の取得価額
第2款 耐用年数の短縮	第2款 耐用年数の短縮
第4節 償却限度額等	第4節 償却限度額等
第1款 通則	第1款 通則
第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額	第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額
第3款 増加償却	第3款 増加償却
第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産	第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産
第5節 償却費の損金経理	第5節 償却費の損金経理
第6節 特殊な資産についての償却計算	第6節 特殊な資産についての償却計算
第1款 鉱業用減価償却資産の償却	第1款 鉱業用減価償却資産の償却
第2款 取替資産についての償却	第2款 取替資産についての償却
第3款 特別な償却率を適用する資産の償却	第3款 特別な償却率を適用する資産の償却
第4款 生物の償却	第4款 生物の償却
第6節の2 リース資産の償却等	第6節の2 リース資産の償却等
第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義	第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p>	<p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p>

改 正 後	改 正 前
第4款 事前確定届出給与	第4款 事前確定届出給与
第5款 損金の額に算入される業績連動給与	第5款 損金の額に算入される業績連動給与
第6款 過大な役員給与の額	第6款 過大な役員給与の額
第7款 退職給与	第7款 退職給与
第8款 使用人給与	第8款 使用人給与
第9款 転籍、出向者に対する給与等	第9款 転籍、出向者に対する給与等
第3節 保険料等	第3節 保険料等
第4節 寄附金	第4節 寄附金
第1款 寄附金の範囲等	第1款 寄附金の範囲等
第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金	第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金
第3款 国等に対する寄附金	第3款 国等に対する寄附金
第4款 被災者に対する義援金等	第4款 被災者に対する義援金等
第5款 その他	第5款 その他
第5節 租税公課等	第5節 租税公課等
第1款 租税	第1款 租税
第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第3款 第二次納税義務による納付税額	第3款 第二次納税義務による納付税額
第4款 賦課金、納付金等	第4款 賦課金、納付金等
第5款 罰料金	第5款 罰料金
第6節 貸倒損失	第6節 貸倒損失
第1款 金銭債権の貸倒れ	第1款 金銭債権の貸倒れ
第2款 返品債権特別勘定	第2款 返品債権特別勘定
第6節の2 負担金	第6節の2 負担金
第7節 その他の経費	第7節 その他の経費
第1款 商品等の販売に要する景品等の費用	第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 青色申告事業年度の欠損金</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p>	<p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 青色申告事業年度の欠損金</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引</p> <p>第1節 リース取引の意義</p> <p>第2節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第2款 譲渡人の処理</p> <p>第3款 譲受人の処理</p> <p>第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算</p>	<p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引</p> <p>第1節 リース取引の意義</p> <p>第2節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第2款 譲渡人の処理</p> <p>第3款 譲受人の処理</p> <p>第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算</p> <p>第13章の2 外貨建取引の換算等</p> <p>第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第2節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p>	<p>第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算</p> <p>第13章の2 外貨建取引の換算等</p> <p>第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第2節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p>

改 正 後	改 正 前
第5款 物品貸付業	第5款 物品貸付業
第6款 不動産貸付業	第6款 不動産貸付業
第7款 製造業	第7款 製造業
第8款 通信業	第8款 通信業
第9款 運送業	第9款 運送業
第10款 倉庫業	第10款 倉庫業
第11款 請負業	第11款 請負業
第12款 印刷業	第12款 印刷業
第13款 出版業	第13款 出版業
第14款 写真業	第14款 写真業
第15款 席貸業	第15款 席貸業
第16款 旅館業	第16款 旅館業
第17款 飲食店業	第17款 飲食店業
第18款 周旋業	第18款 周旋業
第19款 代理業	第19款 代理業
第20款 仲立業	第20款 仲立業
第21款 問屋業	第21款 問屋業
第22款 鉱業及び土石採取業	第22款 鉱業及び土石採取業
第23款 浴場業	第23款 浴場業
第24款 理容業	第24款 理容業
第25款 美容業	第25款 美容業
第26款 興行業	第26款 興行業
第27款 遊技所業	第27款 遊技所業
第28款 遊覧所業	第28款 遊覧所業
第29款 医療保健業	第29款 医療保健業

改 正 後	改 正 前
<p>第30款 技芸教授業</p> <p>第31款 駐車場業</p> <p>第32款 信用保証業</p> <p>第33款 労働者派遣業</p> <p>第34款 その他</p> <p>第2節 収益事業に係る所得の計算等</p> <p>第16章 税額の計算</p> <p>第1節 特定同族会社の特別税率</p> <p>第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲</p> <p>第2款 留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の控除</p> <p>第3款 その他</p> <p>第4節 所得金額の端数計算</p> <p>第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p>	<p>第30款 技芸教授業</p> <p>第31款 駐車場業</p> <p>第32款 信用保証業</p> <p>第33款 労働者派遣業</p> <p>第34款 その他</p> <p>第2節 収益事業に係る所得の計算等</p> <p>第16章 税額の計算</p> <p>第1節 特定同族会社の特別税率</p> <p>第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲</p> <p>第2款 留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の控除</p> <p>第3款 その他</p> <p>第4節 所得金額の端数計算</p> <p>第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第19章 削 除</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 恒久的施設</p> <p>第1款 外国法人の国内にある支店等</p> <p>第2款 外国法人の国内にある建設作業場</p> <p>第3款 外国法人が国内に置く代理人等</p> <p>第2節 国内源泉所得</p> <p>第1款 恒久的施設帰属所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 その他</p> <p>第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得</p> <p>第4節 課税標準</p> <p>第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 益金の額の計算</p> <p>第3款 損金の額の計算</p> <p>第4款 保険会社の投資資産及び投資収益</p> <p>第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算 入</p> <p>第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入</p> <p>第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第8款 その他</p>	<p>第19章 削 除</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 恒久的施設</p> <p>第1款 外国法人の国内にある支店等</p> <p>第2款 外国法人の国内にある建設作業場</p> <p>第3款 外国法人が国内に置く代理人等</p> <p>第2節 国内源泉所得</p> <p>第1款 恒久的施設帰属所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 その他</p> <p>第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得</p> <p>第4節 課税標準</p> <p>第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 益金の額の計算</p> <p>第3款 損金の額の計算</p> <p>第4款 保険会社の投資資産及び投資収益</p> <p>第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算 入</p> <p>第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入</p> <p>第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第8款 その他</p>

改 正 後	改 正 前
第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算 第7節 税額の計算 第1款 所得税額の控除 第2款 外国税額の控除 第8節 申告及び還付 第1款 申告 第2款 還付 附 則 別 表	第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算 第7節 税額の計算 第1款 所得税額の控除 第2款 外国税額の控除 第8節 申告及び還付 第1款 申告 第2款 還付 附 則 別 表

二 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
第1款 <u>資産の販売等に係る収益計上に関する通則</u>	第1款 <u>棚卸資産の販売による収益</u>
<u>(収益の計上の単位の通則)</u>	<u>(棚卸資産の販売による収益の帰属の時期)</u>
2-1-1 <u>資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（2-1-1の10及び2-1-40の2を除き、平成30年3月30日付企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下2-1-1において「収益認識基準」という。）の適用対象となる取引に限る。以下この節において「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、原則として個々の契約ごとに計上する。ただし、次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより区分した単位ごとにその収益の額を計上することができる。</u>	2-1-1 <u>棚卸資産の販売による収益の額は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>同一の相手方及びこれとの間に支配関係その他これに準ずる関係のある者と同時期に締結した複数の契約について、当該複数の契約において約束した資産の販売等を組み合わせて初めて単一の履行義務（収益認識基準第7項に定める履行義務をいう。以下2-1-21の7までにおいて同じ。）となる場合</u> <u>当該複数の契約による資産の販売等の組合せ</u></p> <p>(2) <u>一の契約の中に複数の履行義務が含まれている場合</u> <u>それぞれの履行義務に係る資産の販売等</u></p> <p>(註) 1. <u>同一の相手方及びこれとの間に支配関係その他これに準ずる関係のある者と同時期に締結した複数の契約について、次のいずれかに該当する場合には、当該複数の契約を結合したものを一の契約とみなしてただし書の(2)を適用する。</u></p> <p>(1) <u>当該複数の契約が同一の商業目的を有するものとして交渉されたこと。</u></p> <p>(2) <u>一の契約において支払を受ける対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受けること。</u></p> <p>2. <u>工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。以下2-1-1において同じ。）の請負に係る契約について、次の(1)に区分した単位における収益の計上時期及び金額が、次の(2)に区分した単位における収益の計上時期及び金額に比してその差異に重要性が乏しいと認められる場合には、次の(1)に区分した単位ごとにその収益の額を計上することができる。</u></p> <p>(1) <u>当事者間で合意された実質的な取引の単位を反映するように複数の契約（異なる相手方と締結した複数の契約又は異なる時点で締結した複数の契約を含む。）を結合した場合のその複数の契約において約束した工事の組合せ</u></p> <p>(2) <u>同一の相手方及びこれとの間に支配関係その他これに準ずる関係のあ</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>る者と同時期に締結した複数の契約について、ただし書の(1)又は(2)に掲げる場合に該当する場合（ただし書の(2)にあつては、上記④1においてみなして適用される場合に限る。）におけるそれぞれただし書の(1)又は(2)に定めるところにより区分した単位</u></p> <p>3 <u>一の資産の販売等に係る契約につきただし書の適用を受けた場合には、同様の資産の販売等に係る契約については、継続してその適用を受けたただし書の(1)又は(2)に定めるところにより区分した単位ごとに収益の額を計上することに留意する。</u></p> <p><u>(機械設備等の販売に伴い据付工事を行った場合の収益の計上の単位)</u></p> <p><u>2-1-1の2 法人が機械設備等の販売をしたことに伴いその据付工事を行った場合（法第64条第1項《長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用がある場合及び同条第2項《長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受ける場合を除く。）において、その据付工事が相当の規模のものであり、かつ、契約その他に基づいて機械設備等の販売に係る対価の額とその据付工事に係る対価の額とを合理的に区分することができるときは、2-1-1ただし書(2)に掲げる場合に該当するかどうかにかかわらず、その区分した単位ごとにその収益の額を計上することができる。</u></p> <p><u>(資産の販売等に伴い保証を行った場合の収益の計上の単位)</u></p> <p><u>2-1-1の3 法人が資産の販売等に伴いその販売若しくは譲渡する資産又は提供する役務に対する保証を行った場合において、当該保証がその資産又は役務が合意された仕様に従っているという保証のみであるときは、当該保証は当該資産の販売等とは別の取引の単位として収益の額を計上することにはならな</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る場合のように、報酬の額が作業の段階ごとに区分され、かつ、それぞれの段階の作業が完了する都度その金額を確定させて支払を受けることとなっている場合</u></p> <p><u>(ノウハウの頭金等の収益の計上の単位)</u></p> <p><u>2-1-1の6 ノウハウの開示が2回以上にわたって分割して行われ、かつ、その設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金の支払がほぼこれに見合っ</u> <u>て分割して行われることとなっている場合には、2-1-1にかかわらず、そ</u> <u>の開示をした部分に区分した単位ごとにその収益の額を計上する。</u></p> <p><u>④1 ノウハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金の額がノウハ</u> <u>ウの開示のために現地に派遣する技術者等の数及び滞在期間の日数等によ</u> <u>り算定され、かつ、一定の期間ごとにその金額を確定させて支払を受ける</u> <u>こととなっている場合には、その期間に係る部分に区分した単位ごとにそ</u> <u>の収益の額を計上する。</u></p> <p><u>2 ノウハウの設定契約の締結に先立って、相手方に契約締結の選択権を付</u> <u>与する場合には、その選択権の提供を当該ノウハウの設定とは別の取引の</u> <u>単位としてその収益の額を計上する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(ポイント等を付与した場合の収益の計上の単位)</u></p> <p><u>2-1-1の7 法人が資産の販売等に伴いいわゆるポイント又はクーポンその</u> <u>他これらに類するもの(以下2-1-1の7において「ポイント等」という。)</u> <u>で、将来の資産の販売等に際して、相手方からの呈示があった場合には、その</u> <u>呈示のあった単位数等と交換に、その将来の資産の販売等に係る資産又は役務</u> <u>について、値引きして、又は無償により、販売若しくは譲渡又は提供をす</u> <u>ることとなるもの(当該法人以外の者が運営するものを除く。以下2-1-1の7</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>及び2-1-39の3において「自己発行ポイント等」という。)を相手方に付与する場合(不特定多数の者に付与する場合に限る。)において、次に掲げる要件の全てに該当するときは、継続適用を条件として、当該自己発行ポイント等について当初の資産の販売等(以下2-1-1の7において「当初資産の販売等」という。)とは別の取引に係る収入の一部又は全部の前受けとすることができる。</u></p> <p><u>(1) その付与した自己発行ポイント等が当初資産の販売等の契約を締結しなければ相手方が受け取れない重要な権利を与えるものであること。</u></p> <p><u>(2) その付与した自己発行ポイント等が発行年度ごとに区分して管理されていること。</u></p> <p><u>(3) 法人がその付与した自己発行ポイント等に関する権利につきその有効期限を経過したこと、規約その他の契約で定める違反事項に相手方が抵触したことその他の当該法人の責に帰さないやむを得ない事情があること以外の理由により一方的に失わせることができないことが規約その他の契約において明らかにされていること。</u></p> <p><u>(4) 次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>イ その付与した自己発行ポイント等の呈示があった場合に値引き等をする金額(以下2-1-1の7において「ポイント等相当額」という。)が明らかにされており、かつ、将来の資産の販売等に際して、たとえ1ポイント又は1枚のクーポンの呈示があっても値引き等をするものとされていること。</u></p> <p><u>ロ 一定単位数等に達しないと値引き等の対象にならないもの、割引券(将来の資産の販売等の対価の額の一定割合を割り引くことを約する証票をいう。)及びいわゆるスタンプカードのようなものは上記イの要件を満たす自己発行ポイント等には該当しない。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>ロ その付与した自己発行ポイント等が当該法人以外の者が運営するポイント等又は自ら運営する他の自己発行ポイント等で、イに該当するものと所定の交換比率により交換できることとされていること。</u></p> <p><u>④ 当該自己発行ポイント等の付与について別の取引に係る収入の一部又は全部の前受けとする場合には、当初資産の販売等に際して支払を受ける対価の額を、当初資産の販売等に係る引渡し時の価額等（その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額をいう。）と、当該自己発行ポイント等に係るポイント等相当額とに合理的に割り振る。</u></p> <p><u>（資産の販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分）</u></p> <p><u>2-1-1の8 法人が資産の販売等を行った場合において、次の(1)に掲げる額及び次の(2)に掲げる事実並びにその他のこれらに関連する全ての事実及び状況を総合的に勘案して、当該資産の販売等に係る契約に金銭の貸付けに準じた取引が含まれていると認められるときは、継続適用を条件として、当該取引に係る利息相当額を当該資産の販売等に係る収益の額に含めないことができる。</u></p> <p><u>(1) 資産の販売等に係る契約の対価の額と現金販売価格（資産の販売等と同時にその対価の全額の支払を受ける場合の価格をいう。）との差額</u></p> <p><u>(2) 資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供をしてから相手方が当該資産の販売等に係る対価の支払を行うまでの予想される期間及び市場金利の影響</u></p> <p><u>（割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分）</u></p> <p><u>2-1-1の9 法人が割賦販売等（月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行われる資産の販売等及び</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>延払条件が付された資産の販売等をいう。以下2-1-1の9において同じ。）</u> <u>又は法第63条第1項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡（同条の規定の適用を受けるものを除く。以下2-1-1の9において「リース譲渡」という。）を行った場合において、当該割賦販売等又はリース譲渡に係る販売代価と賦払期間又はリース期間（法第64条の2第3項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引に係る契約において定められた同条第1項に規定するリース資産の賃貸借期間をいう。）中の利息に相当する金額とが区分されているときは、当該利息に相当する金額を当該割賦販売等又はリース譲渡に係る収益の額に含めないことができる。</u></p> <p><u>（資産の引渡しの時の価額等の通則）</u></p> <p><u>2-1-1の10 法第22条の2第4項（収益の額）の「その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額」（以下2-1-1の11までにおいて「引渡し時の価額等」という。）とは、原則として資産の販売等につき第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額をいう。なお、資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度終了の日までにその対価の額が合意されていない場合は、同日の現況により引渡し時の価額等を適正に見積もるものとする。</u></p> <p><u>④1 なお書の場合において、その後確定した対価の額が見積額と異なるときは、令第18条の2第1項（収益の額）の規定の適用を受ける場合を除き、その差額に相当する金額につきその確定した日の属する事業年度の収益の額を減額し、又は増額する。</u></p> <p><u>2 引渡し時の価額等が、当該取引に関して支払を受ける対価の額を超える場合において、その超える部分が、寄附金又は交際費等その他のその法人</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの、剰余金の配当等及びその法人の資産の増加又は負債の減少を伴い生ずるもの（以下2-1-1の16までにおいて「損金不算入費用等」という。）に該当しない場合には、その超える部分の金額を益金の額及び損金の額に算入する必要はないことに留意する。</u></p> <p><u>（変動対価）</u></p> <p><u>2-1-1の11 資産の販売等に係る契約の対価について、値引き、値増し、割戻しその他の事実（法第22条の2第5項各号《収益の額》に掲げる事実を除く。以下2-1-1の11において「値引き等の事実」という。）により変動する可能性がある部分の金額（以下2-1-1の11において「変動対価」という。）がある場合（当該値引き等の事実が損金不算入費用等に該当しないものである場合に限る。）において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、(2)により算定される変動対価につき同条第1項又は第2項に規定する事業年度（以下2-1-1の11において「引渡し等事業年度」という。）の確定した決算において収益の額を減額し、又は増額して経理した金額（引渡し等事業年度の確定申告書に当該収益の額に係る益金算入額を減額し、又は増額させる金額の申告の記載がある場合の当該金額を含み、変動対価に関する不確実性が解消されないものに限る。）は、引渡し等事業年度の引渡し時の価額等の算定に反映するものとする。</u></p> <p><u>(1) 値引き等の事実の内容及び当該値引き等の事実が生ずることにより契約の対価の額から減額若しくは増額をする可能性のある金額又はその金額の算定基準（客観的なものに限る。）が、当該契約若しくは法人の取引慣行若しくは公表した方針等により相手方に明らかにされていること又は当該事業年度終了の目において内部的に決定されていること。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) 過去における実績を基礎とする等合理的な方法のうち法人が継続して適用している方法により(1)の減額若しくは増額をする可能性又は算定基準の基礎数値が見積もられ、その見積りに基づき収益の額を減額し、又は増額することとなる変動対価が算定されていること。</u></p> <p><u>(3) (1)を明らかにする書類及び(2)の算定の根拠となる書類が保存されていること。</u></p> <p><u>(併) 1 引渡し等事業年度終了の日後に生じた事情により令第18条の2第3項《収益の額》に規定する収益基礎額が変動した場合において、資産の販売等に係る収益の額につき同条第1項に規定する当初益金算入額に同項に規定する修正の経理（同条第2項においてみなされる場合を含む。以下2-1-1の11において「修正の経理」という。）により増加した収益の額を加算し、又は当該当初益金算入額からその修正の経理により減少した収益の額を控除した金額が当該資産の販売等に係る法第22条の2第4項に規定する価額又は対価の額に相当しないときは、令第18条の2第3項の規定の適用によりその変動することが確定した事業年度の収益の額を減額し、又は増額することとなることに留意する。</u></p> <p><u>2 引渡し等事業年度における資産の販売等に係る収益の額につき、その引渡し等事業年度の収益の額として経理していない場合において、その後の事業年度の確定した決算において行う受入れの経理（その後の事業年度の確定申告書における益金算入に関する申告の記載を含む。）は、一般に公正妥当な会計処理の基準に従って行う修正の経理には該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(売上割戻しの計上時期)</u></p> <p><u>2-1-1の12 販売した棚卸資産に係る売上割戻しについて2-1-1の11</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の取扱いを適用しない場合には、当該売上割戻しの金額をその通知又は支払をした日の属する事業年度の収益の額から減額する。</u></p> <p><u>(一定期間支払わない売上割戻しの計上時期)</u></p> <p><u>2-1-1の13 法人が売上割戻しについて2-1-1の11の取扱いを適用しない場合において、当該売上割戻しの金額につき相手方との契約等により特約店契約の解約、災害の発生等特別な事実が生ずる時まで又は5年を超える一定の期間が経過するまで相手方名義の保証金等として預かることとしているため、相手方がその利益の全部又は一部を実質的に享受することができないと認められる場合には、その売上割戻しの金額については、2-1-1の12にかかわらず、これを現実に支払った日（その日前に実質的に相手方にその利益を享受させることとした場合には、その享受させることとした日）の属する事業年度の売上割戻しとして取り扱う。</u></p> <p><u>(実質的に利益を享受することの意義)</u></p> <p><u>2-1-1の14 2-1-1の13の「相手方がその利益の全部又は一部を実質的に享受すること」とは、次に掲げるような事実があることをいう。</u></p> <p><u>(1) 相手方との契約等に基づいてその売上割戻しの金額に通常金利を付すとともに、その金利相当額については現実に支払っているか、又は相手方からの請求があれば支払うこととしていること。</u></p> <p><u>(2) 相手方との契約等に基づいて保証金等に代えて有価証券その他の財産を提供することができることとしていること。</u></p> <p><u>(3) 保証金等として預かっている金額が売上割戻しの金額のおおむね50%以下であること。</u></p> <p><u>(4) 相手方との契約等に基づいて売上割戻しの金額を相手方名義の預金又は有</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) その対価を支払う日又はその支払を約する日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1款の2 棚卸資産の販売に係る収益</u></p> <p>(棚卸資産の引渡しの日)の判定)</p> <p>2-1-2 <u>棚卸資産の販売に係る収益の額は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、その引渡しの日がいつであるかについては、例えば出荷した日、船積みをした日、相手方に着荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日等当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によるものとする。……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(委託販売に係る収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-3 <u>棚卸資産の委託販売に係る収益の額は、その委託品について受託者が販売をした日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、当該委託品についての売上計算書が売上の都度作成され送付されている場合において、法人が継続して当該売上計算書の到達した日において収益計上を行っているときは、当該到達した日は、その引渡しの日</u>に近接する日に該当するものとして、<u>法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</u></p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(検針日による収益の帰属の時期)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(棚卸資産の引渡しの日)の判定)</p> <p>2-1-2 <u>2-1-1の場合において、棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によるものとする。……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(委託販売による収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-3 <u>棚卸資産の委託販売による収益の額は、その委託品について受託者が販売をした日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、当該委託品についての売上計算書が売上の都度作成され送付されている場合において、法人が継続してその収益を当該売上計算書の到達した日の属する事業年度の益金の額に算入しているときは、これを認める。</u></p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(販売代金の額が確定していない場合の見積り)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>2-1-4 <u>ガス、水道、電気等の販売をする場合において、週、旬、月を単位とする規則的な検針に基づき料金の算定が行われ、法人が継続してその検針が行われた日において収益計上を行っているときは、当該検針が行われた日は、その引渡しの日</u>に近接する日に該当するものとして、法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;">第2款 <u>固定資産の譲渡等に係る収益</u></p> <p>2-1-5 <u>削 除</u></p> <p>2-1-6 <u>削 除</u></p>	<p>2-1-4 <u>法人がその販売に係る棚卸資産を引き渡した場合において、その引渡しの日</u>の属する事業年度終了の日までにその販売代金の額が確定していないときは、同日の現況によりその金額を適正に見積るものとする。この場合において、その後確定した販売代金の額が見積額と異なるときは、その差額は、その確定した日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p style="text-align: center;">第2款 <u>請負による収益</u></p> <p><u>(請負による収益の帰属の時期)</u></p> <p>2-1-5 <u>請負による収益の額は、別に定めるものを除き、物の引渡しを要する請負契約にあってはその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあってはその約した役務の全部を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p><u>(建設工事等の引渡しの日</u>の判定)</p> <p>2-1-6 <u>2-1-5の場合において、請負契約の内容が建設、造船その他これらに類する工事(以下2-1-9までにおいて「建設工事等」という。)を行うことを目的とするものであるときは、その建設工事等の引渡しの日がいつであるかについては、例えば作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等当該建設工事等の種類及び性質、契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
2-1-7 <u>削 除</u>	<p><u>(工事代金の額が確定していない場合の見積り)</u></p> <p>2-1-7 <u>2-1-4は、当該事業年度において完成して引き渡した建設工事等に係る工事代金の額が当該事業年度終了の日までに確定していない場合について準用する。</u></p>
2-1-8 <u>削 除</u>	<p><u>(値増金の益金算入の時期)</u></p> <p>2-1-8 <u>法人が請け負った建設工事等に係る工事代金につき資材の値上がり等に応じて一定の値増金を収入することが契約において定められている場合には、その収入すべき値増金の額は、その建設工事等の引渡しの日属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、相手方との協議によりその収入すべきことが確定する値増金については、その収入すべき金額が確定した日属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p>
2-1-9 <u>削 除</u>	<p><u>(部分完成基準による収益の帰属時期の特例)</u></p> <p>2-1-9 <u>法人が請け負った建設工事等（法第64条第1項《長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用があるもの及び同条第2項《長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受けるものを除く。以下2-1-9において同じ。）について次に掲げるような事実がある場合には、その建設工事等の全部が完成しなときにおいても、その事業年度において引き渡した建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事収入をその事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) <u>一の契約により同種の建設工事等を多量に請け負ったような場合で、その引渡に依り工事代金を収入する旨の特約又は慣習がある場合</u></p> <p>(2) <u>1個の建設工事等であっても、その建設工事等の一部が完成し、その完成した部分を引き渡した都度その割合に応じて工事代金を収入する旨の特約又</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>2-1-12 <u>削 除</u></p>	<p>2-1-12 <u>設計、作業の指揮監督、技術指導その他の技術役務の提供を行ったことにより受ける報酬の額は、原則としてその約した役務の全部の提供を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、その技術役務の提供について次に掲げるような事実がある場合には、その支払を受けるべき報酬の額が確定する都度その確定した金額をその確定した日の属する事業年度の益金の額に算入するものとする。ただし、その支払を受けることが確定した金額のうち役務の全部の提供が完了するまで又は1年を超える相当の期間が経過するまで支払を受けることができないこととされている部分の金額については、その完了する日とその支払を受ける日とのいずれか早い日まで収益計上を見合わせる</u>ことができる。</p> <p>(1) <u>報酬の額が現地に派遣する技術者等の数及び滞在期間の日数等により算定され、かつ、一定の期間ごとにその金額を確定させて支払を受けることとなっている場合</u></p> <p>(2) <u>例えば基本設計に係る報酬の額と部分設計に係る報酬の額が区分されている場合のように、報酬の額が作業の段階ごとに区分され、かつ、それぞれの段階の作業が完了する都度その金額を確定させて支払を受けることとなっている場合</u></p> <p>(3) <u>技術役務の提供に係る契約に関連してその着手費用に充当する目的で相手方から收受する仕度金、着手金等の額は、後日精算して剰余金があれば返還することとなっているものを除き、その收受した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p><u>(運送収入の帰属の時期)</u></p>
<p>2-1-13 <u>削 除</u></p>	<p>2-1-13 <u>運送業における運送収入の額は、原則としてその運送に係る役務の提供を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、法人が、</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(固定資産の譲渡に係る収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-14 固定資産の譲渡に係る収益の額は、別に定めるものを除き、その引</p>	<p><u>運送契約の種類、性質、内容等に応じ、例えば次に掲げるような方法のうちその運送収入に係る収益の計上基準として合理的であると認められるものにより継続してその収益計上を行っている場合には、これを認める。</u></p> <p>(1) <u>乗車券、乗船券、搭乗券等を発売した日（自動販売機によるものについては、その集金をした時）にその発売に係る運送収入の額を収益計上する方法</u></p> <p>(2) <u>船舶、航空機等が積地を出発した日に当該船舶、航空機等に積載した貨物又は乗客に係る運送収入の額を収益計上する方法</u></p> <p>(3) <u>一の航海（船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの航海をいう。以下2-1-13において同じ。）に通常要する期間がおおむね4月以内である場合において、当該一の航海に係る運送収入の額を当該一の航海を完了した日に収益計上する方法</u></p> <p>(4) <u>一の運送に通常要する期間又は運送を約した期間の経過に応じて日割又は月割等によりその運送収入の額を収益計上する方法</u></p> <p>(注) 1 <u>運送業を営む2以上の法人が運賃の交互計算又は共同計算を行っている場合における当該交互計算又は共同計算により当該2以上の法人が配分を受けるべき収益の額については、その配分が確定した日の属する事業年度の益金の額に算入することができる。</u></p> <p>2 <u>海上運送業を営む法人が船舶による運送に関連して受払いする滞船料又は早出料については、その額が確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>(固定資産の譲渡による収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-14 固定資産の譲渡による収益の額は、別に定めるものを除き、その引</p>

改 正 後	改 正 前
<p>渡しがあつた日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、その固定資産が土地、建物その他これらに類する資産である場合において、法人が当該固定資産の譲渡に関する契約の効力発生の日において<u>収益計上を行っているときは、当該効力発生の日は、その引渡しの日</u>に近接する日に該当するものとして、<u>法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</u></p> <p>(注) ……………</p> <p>(農地の譲渡に係る収益の帰属の時期の特例)</p> <p>2-1-15 農地の譲渡があつた場合において、当該農地の譲渡に関する契約が農地法上の許可を受けなければその効力を生じないものであるため、法人がその許可のあつた日において<u>収益計上を行っているときは、当該許可のあつた日は、その引渡しの日</u>に近接する日に該当するものとして、<u>法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</u></p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>譲渡に係る収益の額を益金の額に算入する時期</u>……………</p> <p>…</p> <p>(工業所有権等の譲渡に係る収益の帰属の時期の特例)</p> <p>2-1-16 工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利に係る出願権及び実施権をいう。以下この節において同じ。）の譲渡につき法人が次に掲げる日において<u>収益計上を行っている場合には、次に掲げる日は、その引渡しの日</u>に近接する日に該当するものとして、<u>法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</u></p> <p>(1) <u>その譲渡に関する契約の効力発生の日</u></p> <p>(2) <u>その譲渡の効力が登録により生ずることとなっている場合におけるその登</u></p>	<p>渡しがあつた日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、その固定資産が土地、建物その他これらに類する資産である場合において、法人が当該固定資産の譲渡に関する契約の効力発生の日<u>の属する事業年度の益金の額に算入しているときは、これを認める。</u></p> <p>(注) ……………</p> <p>(農地の譲渡による収益の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-15 農地の譲渡があつた場合において、当該農地の譲渡に関する契約が農地法上の許可を受けなければその効力を生じないものであるため、法人が<u>その譲渡による収益の額をその許可のあつた日の属する事業年度の益金の額に算入しているときは、これを認める。</u></p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>譲渡による収益の計上時期</u>……………</p> <p>(工業所有権等の譲渡等による収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-16 工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利に係る出願権及び実施権をいう。以下この節において同じ。）の譲渡又は実施権の設定により受ける対価（使用料を除く。以下2-1-16において同じ。）の額は、原則として<u>その譲渡又は設定に関する契約の効力発生の日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、その譲渡又は設定の効力が登録により生ずることとなっている場合において、法人がその登録の日の属する事業年度の益金の額に算入しているときは、これを認める。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="309 225 383 248"><u>録の目</u></p> <p data-bbox="259 520 479 544">2-1-17 <u>削 除</u></p> <p data-bbox="524 1362 864 1386">第3款 <u>役務の提供に係る収益</u></p>	<p data-bbox="1191 225 2033 400"><u>④ その対価の額がその契約の効力発生の日以後一定期間内に支払を受けるべき使用料の額に充当されることとなっている場合であっても、当該事業年度終了の日においていまだ使用料の額に充当されていない部分の金額を前受金等として繰り延べることはできないことに留意する。</u></p> <p data-bbox="1178 472 1541 496"><u>(ノーハウの頭金等の帰属の時期)</u></p> <p data-bbox="1167 520 2033 799">2-1-17 <u>ノーハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金の額は、当該ノーハウの開示を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、ノーハウの開示が2回以上にわたって分割して行われ、かつ、その一時金又は頭金の支払がほぼこれに見合って分割して行われることとなっている場合には、その開示をした都度これに見合って支払を受けるべき金額をその開示をした日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p data-bbox="1191 823 2033 1046"><u>① その一時金又は頭金の額がノーハウの開示のために現地に派遣する技術者等の数及び滞在期間の日数等により算定され、かつ、一定の期間ごとにその金額を確定させて支払を受けることとなっている場合には、その支払を受けるべき金額が確定する都度その確定した金額をその確定した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p data-bbox="1218 1070 2033 1198">2 <u>ノーハウの設定契約の締結に先立って、相手方に契約締結の選択権を付与するために支払を受けるいわゆるオプション料の額については、その支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p data-bbox="1218 1222 2033 1294">3 <u>2-1-16の④は、ノーハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金について準用する。</u></p> <p data-bbox="1178 1366 1272 1390">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-21の2 役務の提供(法第64条第1項《長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用があるもの及び同条第2項《長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受けるものを除き、平成30年3月30日付企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用対象となる取引に限る。以下2-1-21の3までにおいて同じ。)のうちその履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの(以下2-1-30までにおいて「履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの」という。)については、その履行に着手した日から引渡し等の日(物の引渡しを要する取引にあってはその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日をいい、物の引渡しを要しない取引にあってはその約した役務の全部を完了した日をいう。以下2-1-21の7までにおいて同じ。)までの期間において履行義務が充足されていくそれぞれの日が法第22条の2第1項《収益の額》に規定する役務の提供の日に該当し、その収益の額は、その履行義務が充足されていくそれぞれの日の属する事業年度の益金の額に算入されることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(履行義務が一時点で充足されるものに係る収益の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-21の3 役務の提供のうち履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの以外のもの(以下2-1-30までにおいて「履行義務が一時点で充足されるもの」という。)については、その引渡し等の日が法第22条の2第1項《収益の額》に規定する役務の提供の日に該当し、その収益の額は、引渡し等の日の属する事業年度の益金の額に算入されることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの)</u></p> <p><u>2-1-21の4 次のいずれかを満たすものは履行義務が一定の期間にわたり充</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>足されるものに該当する。</u></p> <p><u>(1) 取引における義務を履行するにつれて、相手方が便益を享受すること。</u></p> <p><u>(㊸) 例えば、清掃サービスなどの日常的又は反復的なサービスはこれに該当する。</u></p> <p><u>(2) 取引における義務を履行することにより、資産が生じ、又は資産の価値が増加し、その資産が生じ、又は資産の価値が増加するにつれて、相手方がその資産を支配すること。</u></p> <p><u>(㊸) 上記の資産を支配することとは、当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんど全てを享受する能力（他の者が当該資産の使用を指図して当該資産から便益を享受することを妨げる能力を含む。）を有することをいう。</u></p> <p><u>(3) 次の要件のいずれも満たすこと。</u></p> <p><u>イ 取引における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じること。</u></p> <p><u>ロ 取引における義務の履行を完了した部分について、対価の額を收受する強制力のある権利を有していること。</u></p> <p><u>(履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の額の算定の通則)</u></p> <p><u>2-1-21の5 履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係るその履行に着手した日の属する事業年度から引渡し等の日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する収益の額は、別に定めるものを除き、提供する役務につき通常得べき対価の額に相当する金額に当該各事業年度終了の時における履行義務の充足に係る進捗度を乗じて計算した金額から、当該各事業年度前の各事業年度の収益の額とされた金額を控除した金額とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>⑥1 <u>本文の取扱いは、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合に限り適用する。</u></p> <p>2 <u>履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合においても、当該履行義務を充足する際に発生する原価の額を回収することが見込まれる場合には、当該履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができることとなる時まで、履行義務を充足する際に発生する原価のうち回収することが見込まれる原価の額をもって当該事業年度の収益の額とする。</u></p> <p>3 <u>⑥2にかかわらず、履行に着手した後の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、その収益の額を益金の額に算入しないことができる。</u></p> <p><u>(履行義務の充足に係る進捗度)</u></p> <p><u>2-1-21の6 2-1-21の5の「履行義務の充足に係る進捗度」とは、役務の提供に係る原価の額の合計額のうちその役務の提供のために既に要した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額の占める割合その他の履行義務の進捗の度合を示すものとして合理的と認められるものに基づいて計算した割合をいう。</u></p> <p>⑥1 <u>2-1-21の4(1)⑥の日常的又は反復的なサービスの場合には、例えば、契約期間の全体のうち、当該事業年度終了の日までに既に経過した期間の占める割合は、履行義務の進捗の度合を示すものとして合理的と認められるものに該当する。</u></p> <p>2 <u>本文の既に要した原材料費、労務費その他の経費の額のうち、履行義務の充足に係る進捗度に寄与しないもの又は比例しないものがある場合には、その金額を進捗度の見積りには反映させないことができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によるものとする。</u></p> <p><u>(不動産の仲介あっせん報酬の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-21の9 土地、建物等の売買、交換又は賃貸借（以下2-1-21の9において「売買等」という。）の仲介又はあっせんをしたことによる報酬の額は、その履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに該当する場合（2-1-21の7本文の取扱いを適用する場合を除く。）を除き、原則としてその売買等に係る契約の効力が発生した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、法人が、売買又は交換の仲介又はあっせんをしたことにより受ける報酬の額について、継続して当該契約に係る取引の完了した日（同日前に実際に收受した金額があるときは、当該金額についてはその收受した日。以下2-1-21の9において同じ。）において収益計上を行っている場合には、当該完了した日は、その役務の提供の日に近接する日に該当するものとして、法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</u></p> <p><u>(技術役務の提供に係る報酬の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-21の10 設計、作業の指揮監督、技術指導その他の技術役務の提供を行ったことにより受ける報酬の額は、その履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに該当する場合（2-1-21の7本文の取扱いを適用する場合を除く。）を除き、原則としてその約した役務の全部の提供を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、2-1-1の5の取扱いを適用する場合には、その支払を受けるべき報酬の額が確定する都度その確定した金額をその確定した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、その支払を受けることが確定した金額のうち役務の全部の提供が完了する日まで又は1</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>年を超える相当の期間が経過する日まで支払を受けることができないこととされている部分の金額については、その完了する日とその支払を受ける日とのいずれか早い日までその報酬の額を益金の額に算入することを見合わせる</u>ことができる。</p> <p><u>(運送収入の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-21の11 運送業における運送収入の額は、その履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに該当する場合（2-1-21の7本文の取扱いを適用する場合を除く。）を除き、原則としてその運送に係る役務の提供を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、法人が、運送契約の種類、性質、内容等に応じ、例えば次に掲げるような方法のうちその運送収入に係る収益の計上基準として合理的であると認められるものにより継続してその収益計上を行っている場合には、当該計上基準により合理的と認められる日は、その運送収入に係る役務の提供の日に近接する日に該当するものとして、法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</u></p> <p><u>(1) 乗車券、乗船券、搭乗券等を発売した日（自動販売機によるものについては、その集金をした時）にその発売に係る運送収入の額につき収益計上を行う方法</u></p> <p><u>(2) 船舶、航空機等が積地を出発した日に当該船舶、航空機等に積載した貨物又は乗客に係る運送収入の額につき収益計上を行う方法</u></p> <p><u>(3) 一の航海（船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの航海をいう。以下2-1-21の11において同じ。）に通常要する期間がおおむね4月以内である場合において、当該一の航海に係る運送収入の額につき当該一の航海を完了した日に収益計上を行う方法</u></p> <p><u>(4) 運送業を営む2以上の法人が運賃の交互計算又は共同計算を行っている場</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>合における当該交互計算又は共同計算によりその配分が確定した日に収益計上を行う方法</u></p> <p><u>(5) 海上運送業を営む法人が船舶による運送に関連して受払いする滞船料について、その額が確定した日に収益計上を行う方法</u></p> <p><u>(注) 早出料については、その額が確定した日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4款 短期売買商品の譲渡に係る損益</p> <p>(短期売買商品の譲渡に係る損益の計上時期の特例)</p> <p><u>2-1-21の12</u> 短期売買商品（法第61条第1項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品をいう。以下<u>2-1-21の13</u>までにおいて同じ。）の譲渡損益の額（同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額をいう。以下<u>2-1-21の12</u>において同じ。）は、原則として譲渡に係る契約の成立した日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、法人が当該譲渡損益の額（事業年度終了の日において未引渡しとなっている短期売買商品に係る譲渡損益の額を除く。）をその短期売買商品の引渡しのあった日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める。</p> <p>(注) 1 2</p> <p>(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品から短期売買商品以外の資産への変更)</p> <p><u>2-1-21の13</u></p>	<p style="text-align: center;">第4款 短期売買商品の譲渡による損益</p> <p>(短期売買商品の譲渡による損益の計上時期の特例)</p> <p><u>2-1-21の2</u> 短期売買商品（法第61条第1項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品をいう。以下<u>2-1-21の3</u>までにおいて同じ。）の譲渡損益の額（同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額をいう。以下<u>2-1-21の2</u>において同じ。）は、原則として譲渡に係る契約の成立した日に計上しなければならないのであるが、法人が当該譲渡損益の額（事業年度終了の日において未引渡しとなっている短期売買商品に係る譲渡損益の額を除く。）をその短期売買商品の引渡しのあった日に計上している場合には、これを認める。</p> <p>(注) 1 2</p> <p>(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品から短期売買商品以外の資産への変更)</p> <p><u>2-1-21の3</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金利子等の帰属の時期)</p> <p>2-1-24 ……………</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 資産の販売等に伴い発生する売上債権(受取手形を含む。)又はその他の金銭債権について、その現在価値と当該債権に含まれる金利要素とを区分経理している場合の当該金利要素に相当する部分の金額は、<u>2-1-1の8又は2-1-1の9の取扱いを適用する場合を除き、当該債権の発生</u> <u>の基となる資産の販売等に係る売上の額等に含まれることに留意する。</u></p> <p>(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)</p> <p>2-1-29 <u>資産の賃貸借(金融商品(平成20年3月10日付企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象となる資産、負債及びデリバティブ取引をいう。)に係る取引及び法第64条の2第3項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引に該当するものを除く。以下この章において同じ。)は、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに該当し、その収益の額は2-1-21の2の事業年度の益金の額に算入する。ただし、資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける使用料等の額(前受けに係る額を除く。)</u> <u>について、当該契約又は慣習によりその支払を受けるべき日において収益計上を行っている場合には、その支払を受けるべき日は、その資産の賃貸借に係る役務の提供の日</u> <u>に近接する日に該当するものとして、法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</u></p> <p>⑥1 <u>当該賃貸借契約について係争(使用料等の額の増減に関するものを除く。)</u> <u>があるためその支払を受けるべき使用料等の額が確定せず、当該事業年度においてその支払を受けていないときは、相手方が供託をしたかど</u> <u>うにかかわらず、その係争が解決して当該使用料等の額が確定し、その</u></p>	<p>(貸付金利子等の帰属の時期)</p> <p>2-1-24 ……………</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 資産の販売等に伴い発生する売上債権(受取手形を含む。)又はその他の金銭債権について、その現在価値と当該債権に含まれる金利要素とを区分経理している場合の当該金利要素に相当する部分の金額は、<u>当該債権の発生</u> <u>の基となる資産の販売等に係る売上の額等に含まれることに留意する。</u></p> <p>(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)</p> <p>2-1-29 資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける<u>使用料等の額は、前受け</u> <u>に係る額を除き、当該契約又は慣習によりその支払を受けるべき日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、当該契約について係争(使用料等の額の増減に関するものを除く。)</u> <u>があるためその支払を受けるべき使用料等の額が確定せず、当該事業年度においてその支払を受けていないときは、相手方が</u> <u>供託をしたかどうかにかかわらず、その係争が解決して当該使用料等の額が確定し、その支払を受けることとなるまでその収益計上を見合わせるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>支払を受けることとなるまで当該使用料等の額を益金の額に算入することを見合わせるができるものとする。</u></p> <p>2 <u>使用料等の額の増減に関して係争がある場合には(併)1の取扱いによらないのであるが、この場合には、契約の内容、相手方が供託をした金額等を勘案してその使用料等の額を合理的に見積もるものとする。</u></p> <p>3 <u>収入する金額が期間のみに応じて定まっている資産の賃貸借に係る収益の額の算定に要する2-1-21の6の進捗度の見積りに使用されるのに適切な指標は、通常は経過期間となるため、その収益は毎事業年度定額で益金の額に算入されることになる。</u></p> <p><u>(知的財産のライセンスの供与に係る収益の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-30 知的財産のライセンスの供与に係る収益の額については、次に掲げる知的財産のライセンスの性質に応じ、それぞれ次に定める取引に該当するものとして、2-1-21の2及び2-1-21の3の取扱いを適用する。</u></p> <p>(1) <u>ライセンス期間にわたり存在する法人の知的財産にアクセスする権利 履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの</u></p> <p>(2) <u>ライセンスが供与される時点で存在する法人の知的財産を使用する権利 履行義務が一時点で充足されるもの</u></p> <p><u>(工業所有権等の実施権の設定に係る収益の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-30の2 工業所有権等の実施権の設定により受ける対価(使用料を除く。)の額につき法人が次に掲げる日において収益計上を行っている場合には、2-1-21の2及び2-1-21の3にかかわらず、次に掲げる日はその実施権の設定に係る役務の提供の日に近接する日に該当するものとして、法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</u></p>	<p>(併) <u>使用料等の額の増減に関して係争がある場合には本文の取扱いによるのであるが、この場合には、契約の内容、相手方が供託をした金額等を勘案してその使用料等の額を合理的に見積もるものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>その設定に関する契約の効力発生の日</u></p> <p>(2) <u>その設定の効力が登録により生ずることとなっている場合におけるその登録の日</u></p> <p><u>(ノウハウの頭金等の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-30の3 ノウハウの設定契約に際して支払（返金が不要な支払を除く。以下2-1-30の3において同じ。）を受ける一時金又は頭金に係る収益の額は、2-1-21の2及び2-1-21の3にかかわらず、当該ノウハウの開示を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、2-1-1の6本文の取扱いを適用する場合には、その開示をした都度これに見合って支払を受けるべき金額をその開示をした日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p><u>(a) 2-1-1の6 (a) 1の取扱いを適用する場合には、その一時金又は頭金の支払を受けるべき金額が確定する都度その確定した金額をその確定した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p><u>2 2-1-1の6 (a) 2の取扱いを適用する場合には、ノウハウの設定契約の締結に先立って、相手方に契約締結の選択権を付与するために支払を受けるいわゆるオプション料の額については、その支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(知的財産のライセンスの供与に係る売上高等に基づく使用料に係る収益の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-30の4 知的財産のライセンスの供与に対して受け取る売上高又は使用量に基づく使用料が知的財産のライセンスのみに関連している場合又は当該使用料において知的財産のライセンスが主な項目である場合には、2-1-1の11の取扱いは適用せず、2-1-21の2及び2-1-21の3にかかわらず、次</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に掲げる日のうちいずれか遅い日の属する事業年度において当該使用料についての収益の額を益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) <u>知的財産のライセンスに関連して相手方が売上高を計上する日又は相手方が知的財産のライセンスを使用する日</u></p> <p>(2) <u>当該使用料に係る役務の全部又は一部が完了する日</u></p> <p>(工業所有権等の使用料の帰属の時期)</p> <p><u>2-1-30の5 2-1-21の2及び2-1-21の3並びに2-1-30の4にかかわらず、工業所有権等又はノウハウを他の者に使用させたことにより支払を受ける使用料の額について、法人が継続して契約によりその使用料の額の支払を受けることとなっている日において収益計上を行っている場合には、当該支払を受けることとなっている日は、その役務の提供の日に近接する日に該当するものとして、法第22条の2第2項(収益の額)の規定を適用する。</u></p> <p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属の時期の特例)</p> <p><u>2-1-31 国外の者から支払を受ける貸付金の利子、剰余金の配当等又は工業所有権等若しくはノウハウの使用料(措置法第66条の6第1項各号(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)に掲げる内国法人又は措置法第66条の9の2第1項(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)に規定する特殊関係株主等である内国法人が措置法第66条の6第1項、第6項若しくは第8項の規定又は措置法第66条の9の2第1項、第6項若しくは第8項の規定の適用を受ける場合には、これらの内国法人に係る外国関係会社(措置法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社をいう。)又は外国関係法人(措置法第66条の9の2第1項に規定する外国関係法人をいう。)から受けるこれらのものを除く。以下2-1-31において「国外</u></p>	<p>(工業所有権等の使用料の帰属の時期)</p> <p><u>2-1-30 工業所有権等又はノウハウを他の者に使用させたことにより支払を受ける使用料の額は、その額が確定した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、法人が継続して契約により当該使用料の額の支払を受けることとなっている日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める。</u></p> <p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)</p> <p><u>2-1-31 国外の者から支払を受ける貸付金の利子、剰余金の配当等又は工業所有権等若しくはノウハウの使用料(措置法第66条の6第1項(内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入)に規定する特定外国子会社等又は第66条の9の2第1項(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等の益金算入)に規定する特定外国法人から受けるこれらのものを除く。以下2-1-31において「国外からの利子、配当等」という。)について、現地の外貨事情その他やむを得ない事由によりその送金が許可されないため、長期(おおむね2年以上)にわたりその支払を受けることができないと認められる事情がある場合には、その送金が許可されることとなる日までその収益計上を見合せることができるものとする。……………</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>からの利子、配当等」という。)について、現地の外貨事情その他やむを得ない事由によりその送金が許可されないため、長期(おおむね2年以上)にわたりその支払を受けることができないと認められる事情がある場合には、その送金が許可されることとなる日までその<u>国外からの利子、配当等の額を益金の額に算入することを見合せることができるものとする。</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)</p> <p>2-1-35 ……………</p> <p>……………金融商品……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-39 法人が商品の引渡し又は役務の提供(以下2-1-39において「商品の引渡し等」という。)を約した証券等(以下2-1-39の2までにおいて「商品引換券等」という。)を発行するとともにその対価の<u>支払を受ける場合</u>における当該対価の額は、その商品の引渡し等(商品引換券等に係る商品の引渡し等を他の者が行うこととなっている場合における当該商品引換券等と引換えにする金銭の支払を含む。以下2-1-39において同じ。)に応じてその商品の引渡し等のあった日の属する事業年度の<u>益金の額に算入するのであるが、その商品引換券等の発行の日(適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この章において「適格組織再編成」という。)により当該商品引換券等に係る契</u></p>	<p>(注) ……………</p> <p>(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)</p> <p>2-1-35 ……………</p> <p>……………金融商品(平成20年3月10日付企業会計基準第10号「<u>金融商品に関する会計基準</u>」の適用対象となる資産、負債及びデリバティブ取引をいう。<u>以下この章において同じ。</u>)……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期)</p> <p>2-1-39 法人が商品の引渡し又は役務の提供(以下2-1-39において「商品の引渡し等」という。)を約した証券等(以下2-1-39において「商品引換券等」という。)を発行するとともにその対価を受領した場合における当該対価の額は、その<u>商品引換券等を発行した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、法人が、商品引換券等(その発行に係る事業年度ごとに区分して管理するものに限る。)</u>の発行に係る対価の額をその商品の引渡し等(商品引換券等に係る商品の引渡し等を他の者が行うこととなっている場合における当該商品引換券等と引換えにする金銭の支払を含む。以下2-1-39において同じ。)に応じてその商品の引渡し等のあった日の属する事業年度の<u>収益に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>約の移転を受けたものである場合にあっては、当該移転をした法人が当該商品引換券等を発行した日）から10年が経過した日（同日前に次に掲げる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日。2-1-39の2において「10年経過日等」という。）の属する事業年度終了の時に商品引渡し等を完了していない商品引換券等がある場合には、当該商品引換券等に係る対価の額（2-1-39の2の適用を受けて益金の額に算入された部分の金額を除く。）を当該事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p><u>(1) 法人が発行した商品引換券等をその発行に係る事業年度ごとに区分して管理しないこと又は管理しなくなったこと。</u></p> <p><u>(2) その商品引換券等の有効期限が到来すること。</u></p> <p><u>(3) 法人が継続して収益計上を行うこととしている基準に達したこと。</u></p> <p><u>(註) 例えば、発行日から一定年数が経過したこと、商品引換券等の発行総数に占める2-2-11に規定する未引換券の数の割合が一定割合になったことその他の合理的に定められた基準のうち法人が予め定めたもの（会計処理方針その他のものによって明らかとなっているものに限る。）がこれに該当する。</u></p> <p><u>(非行使部分に係る収益の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-39の2 法人が商品引換券等を発行するとともにその対価の支払を受ける場合において、その商品引換券等に係る権利のうち相手方が行使しないと見込まれる部分の金額（以下2-1-39の2において「非行使部分」という。）があるときは、その商品引換券等の発行の日から10年経過日等の属する事業年</u></p>	<p><u>計上し、その発行に係る事業年度（適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この章において「適格組織再編成」という。）により当該商品引換券等に係る契約の移転を受けたものである場合にあっては、当該移転をした法人の発行に係る事業年度）終了の日の翌日から3年を経過した日（同日前に有効期限が到来するものについては、その有効期限の翌日とする。）の属する事業年度終了の時に商品引渡し等を了していない商品引換券等に係る対価の額を当該事業年度の収益に計上することにつきあらかじめ所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）の確認を受けるとともに、その確認を受けたところにより継続して収益計上を行っている場合には、この限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>度までの各事業年度においては、当該非行使部分に係る対価の額に権利行使割合（相手方が行使すると見込まれる部分の金額のうち実際に行使された金額の占める割合をいう。）を乗じて得た金額から既にこの取扱いに基づき益金の額に算入された金額を控除する方法その他のこれに準じた合理的な方法に基づき計算された金額を益金の額に算入することができる。</u></p> <p><u>④1 本文の非行使部分の見積りを行う場合には、過去における権利の不行使の実績を基礎とする等合理的な方法により見積もられたものであること及びその算定の根拠となる書類を保存していることを要する。</u></p> <p><u>2 10年経過日等の属する事業年度において、非行使部分に係る対価の額のうち本文により益金の額に算入されていない残額を益金の額に算入することとなることに留意する。</u></p> <p><u>（自己発行ポイント等の付与に係る収益の帰属の時期）</u></p> <p><u>2-1-39の3 法人が2-1-1の7の取扱いを適用する場合には、前受けとした額は、将来の資産の販売等に際して値引き等（自己発行ポイント等に係る将来の資産の販売等を他の者が行うこととなっている場合における当該自己発行ポイント等と引換えにする金銭の支払を含む。以下2-1-39の3において同じ。）をするに応じて、その失効をすると見積もられる自己発行ポイント等も勘案して、その値引き等をする日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、その自己発行ポイント等の付与の日（適格組織再編成により当該自己発行ポイント等に係る契約の移転を受けたものである場合にあっては、当該移転をした法人が当該自己発行ポイント等を付与した日）から10年が経過した日（同日前に次に掲げる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日）の属する事業年度終了の時において行使されずに未計上となっている自己発行ポイント等がある場合には、当該自己発行ポイント等に係る前受けの額を当該事業年</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>度の益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) <u>法人が付与した自己発行ポイント等をその付与に係る事業年度ごとに区分して管理しないこと又は管理しなくなったこと。</u></p> <p>(2) <u>その自己発行ポイント等の有効期限が到来すること。</u></p> <p>(3) <u>法人が継続して収益計上を行うこととしている基準に達したこと。</u></p> <p>④ 1 <u>本文の失効をすると見積もられる自己発行ポイント等の勘案を行う場合には、過去における失効の実績を基礎とする等合理的な方法により見積もられたものであること及びその算定の根拠となる書類が保存されていることを要する。</u></p> <p>2 <u>例えば、付与日から一定年数が経過したこと、自己発行ポイント等の付与総数に占める未行使の数の割合が一定割合になったことその他の合理的に定められた基準のうち法人が予め定めたもの（会計処理方針その他のものによって明らかとなっているものに限る。）が上記(3)の基準に該当する。</u></p> <p><u>(返金不要の支払の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-40の2 法人が、資産の販売等に係る取引を開始するに際して、相手方から中途解約のいかんにかかわらず取引の開始当初から返金が不要な支払を受ける場合には、原則としてその取引の開始の日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、当該返金が不要な支払が、契約の特定期間における役務の提供ごとに、それと具体的な対応関係をもって発生する対価の前受けと認められる場合において、その支払を当該役務の提供の対価として、継続して当該特定期間の経過に応じてその収益の額を益金の額に算入しているときは、これを認める。</u></p> <p>④ <u>本文の「返金が不要な支払」には、例えば、次のようなものが該当する。</u></p> <p>(1) <u>工業所有権等の実施権の設定の対価として支払を受ける一時金</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>ノウハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金</u></p> <p>(3) <u>技術役務の提供に係る契約に関連してその着手費用に充当する目的で相手方から収受する仕度金、着手金等のうち、後日精算して剰余金があれば返還することとなっているもの以外のもの</u></p> <p>(4) <u>スポーツクラブの会員契約に際して支払を受ける入会金</u></p> <p>(保証金等のうち返還しないものの額の帰属の時期)</p> <p>2-1-41 資産の賃貸借契約等に基づいて保証金、敷金等として受け入れた金額（賃貸借の開始当初から返還が不要なものを除く。）であっても、期間の経過その他当該賃貸借契約等の終了前における一定の事由の発生により返還しないこととなる部分の金額は、その返還しないこととなった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。</p>	<p>(保証金等のうち返還しないものの額の帰属の時期)</p> <p>2-1-41 資産の賃貸借契約等に基づいて保証金、敷金等として受け入れた金額であっても、当該金額のうち期間の経過その他当該賃貸借契約等の終了前における一定の事由の発生により返還しないこととなる部分の金額は、その返還しないこととなった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。</p>

三 費用及び損失の計算に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(技術役務の提供に係る報酬に対応する原価の額)</p> <p>2-2-9</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>..... <u>2-1-40の2本文</u></p> <p>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</p> <p>2-2-11 法人が商品引換券等（2-1-39に定める商品引換券等をいう。以</p>	<p>(技術役務の提供に係る報酬に対応する原価の額)</p> <p>2-2-9</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>..... <u>2-1-12の(注)</u></p> <p>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</p> <p>2-2-11 法人が商品引換券等（2-1-39に定める商品引換券等をいう。以</p>

改 正 後	改 正 前
<p>下 2-2-11 において同じ。) を発行するとともにその対価を受領した場合に <u>おいて、その発行に係る事業年度以後の各事業年度 (2-1-39(1)若しくは(3)又は連結納税基本通達 2-1-42《商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期》(1)若しくは(3)に掲げる事実が生じた日の属する事業年度以後の各事業年度 (その商品引換券等の発行の日 (適格組織再編成により当該商品引換券等に係る契約の移転を受けたものである場合にあっては、当該移転をした法人が発行した日) から 10 年が経過した日の属する事業年度以後の各事業年度を除く。)</u>に限る。) 終了の時に <u>おいて商品の引渡し又は役務の提供 (商品引換券等に係る商品の引渡し又は役務の提供を他の者が行うこととなっている場合における当該商品引換券等と引換えにする金銭の支払を含む。以下 2-2-11 において「商品の引渡し等」という。) を了していない商品引換券等 (有効期限を経過したものを除く。以下 2-2-11 において「未引換券」という。) があるときは、その未引換券に係る商品の引渡し等に要する費用の額の見積額として、次の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額に相当する金額を当該各事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、その損金の額に算入した金額に相当する金額は、翌事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) 未引換券をその発行に係る事業年度ごとに区分して管理する場合 次の算式により計算した金額</p> <p>(算式)</p> <p>当該事業年度終了の時に <u>おける未引換券のうち当該事業年度及び当該事業年度開始の日前 9 年以内に開始した各事業年度において発行したものに係る対価の額の合計額</u> × 原価率</p> <p>(2)</p> <p>② 1 本文の「発行に係る事業年度」及び「翌事業年度」並びに(1)の算式の「当該事業年度開始の日前 9 年以内に開始した各事業年度」及び(2)の算式の「当</p>	<p>下 2-2-11 において同じ。) を発行するとともにその対価を受領した場合 <u>(その収益計上につき 2-1-39 のただし書又は連結納税基本通達 2-1-42《商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期》のただし書の適用を受ける場合を除く。)</u> において、その発行に係る事業年度以後の各事業年度終了の時に <u>おいて商品の引渡し又は役務の提供 (商品引換券等に係る商品の引渡し又は役務の提供を他の者が行うこととなっている場合における当該商品引換券等と引換えにする金銭の支払を含む。以下 2-2-11 において「商品の引渡し等」という。) を了していない商品引換券等 (有効期限を経過したものを除く。以下 2-2-11 において「未引換券」という。) があるときは、その未引換券に係る商品の引渡し等に要する費用の額の見積額として、次の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額に相当する金額を当該各事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、その損金の額に算入した金額に相当する金額は、翌事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) 未引換券をその発行に係る事業年度ごとに区分して管理する場合 次の算式により計算した金額</p> <p>(算式)</p> <p>当該事業年度終了の時に <u>おける未引換券のうち当該事業年度及び当該事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度において発行したものに係る対価の額の合計額</u> × 原価率</p> <p>(2)</p> <p>② 1 本文の「発行に係る事業年度」及び「翌事業年度」並びに(1)及び(2)の算式の「当該事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度」は、その</p>

改 正 後	改 正 前
<p>該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(前期損益修正)</p> <p>2-2-16 当該事業年度前の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてその収益の額を益金の額に算入した資産の販売又は譲渡、役務の提供その他の取引について当該事業年度において契約の解除又は取消し、返品等の事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて生じた損失の額は、当該事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。</p>	<p>事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(前期損益修正)</p> <p>2-2-16 当該事業年度前の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてその収益の額を益金の額に算入した資産の販売又は譲渡、役務の提供その他の取引について当該事業年度において契約の解除又は取消し、<u>値引き</u>、返品等の事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて生じた損失の額は、当該事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。</p>

四 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(低廉譲渡等の場合の譲渡の時ににおける有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の額)</p> <p>2-3-4</p> <p>.....譲渡の時ににおける有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の額.....</p> <p>(注)</p>	<p>(低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額)</p> <p>2-3-4</p> <p>.....譲渡に係る対価の額.....</p> <p>(注)</p>

五 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
第 1 款 <u>リース譲渡</u>	第 1 款 <u>長期割賦販売等</u>
2-4-1 <u>削 除</u>	<p><u>(賦払の方法)</u></p> <p>2-4-1 法第 63 条第 6 項第 1 号(長期割賦販売等の要件)に規定する「月賦、年賦その他の賦払の方法」とは、対価の額につき支払を受けるべき金額の支払期日(以下この款において「履行期日」という。)が頭金の履行期日を除き、月、年等年以下の期間を単位としておおむね規則的に到来し、かつ、それぞれの履行期日において支払を受けるべき金額が相手方との当初の契約において具体的に確定している場合におけるその賦払の方法をいう。</p> <p><u>(延払基準の適用がある資産の譲渡)</u></p> <p>2-4-2 法第 63 条第 1 項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する「長期割賦販売等」には、次に掲げる金額の受領に係る取引で同条第 6 項に定める長期割賦販売等の要件に該当するものが含まれるものとする。</p> <p>(1) <u>借地権又は地役権の設定の対価として支払を受ける権利金その他の一時金の額で令第 138 条第 1 項(借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入)の規定の適用があるもの</u></p> <p>(2) <u>建物の賃貸借契約に際して支払を受ける権利金その他の一時金の額</u></p> <p>(3) <u>ノーハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金の額</u></p> <p>(売買があったものとされたリース取引)</p> <p>2-4-2<u>2-4-2</u>.....<u>2-4-2</u>において同じ。)に係る</p>
(廃 止)	<p>(売買があったものとされたリース取引)</p> <p>2-4-2 の 2<u>2-4-2 の 2</u>.....<u>2-4-8</u>までにおいて同</p>

改 正 後	改 正 前
<p>収益の額及び費用の額の計算につき、法第 63 条第 1 項(<u>リース譲渡</u>に係る収益及び費用の帰属事業年度) ……<u>リース譲渡</u>……………</p> <p>④ 1 ……</p> <p>2 ……<u>リース譲渡 (法第 63 条第 1 項に規定するリース譲渡をいう。以下 2-4-10 までにおいて同じ。)</u>……………</p> <p>3 ……<u>譲渡</u>……………</p> <p>2-4-4 <u>削 除</u></p> <p>(延払基準の計算単位)</p> <p>2-4-5 ……</p> <p>……………<u>リース譲渡</u>ごとに行うのであるが、……………</p>	<p>じ。)に係る収益の額及び費用の額の計算につき、法第 63 条第 1 項(<u>長期割賦販売等</u>に係る収益及び費用の帰属事業年度) ……<u>長期割賦販売等</u>……………</p> <p>④ 1 ……</p> <p>2 ……<u>長期割賦販売等</u>……………</p> <p>3 ……<u>販売又は譲渡</u>……………</p> <p><u>(手数料の原価の額への加算)</u></p> <p>2-4-4 <u>長期割賦販売等に係る手数料の額が頭金若しくは一定回数までの賦払金が回収されることを条件として確定し、又は販売数量等に応じて通増することとなっている等のため、当該事業年度前の各事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度) においてした長期割賦販売等に係る手数料につき、当該事業年度においてその支払うべきことが確定し、又は既に支払った手数料の額が増加した場合には、その確定し又は増加した手数料の額は、当該事業年度においてした長期割賦販売等に係る手数料に加算して当該長期割賦販売等に係る原価の額を計算することができる。</u></p> <p>(延払基準の計算単位)</p> <p>2-4-5 ……</p> <p>……………<u>長期割賦販売等をした資産の販売等 (法第 63 条第 1 項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度) に規定する「資産の販売等」をいう。以下 2-4-11 までにおいて同じ。)</u> ごとに行うのであるが、<u>長期割賦販売等のうち、月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行われる資産の販売等について、……………</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(時価以上の価額で資産を下取りした場合の対価の額)</p> <p>2-4-6 法人が<u>リース譲渡</u>……………その超える部分の金額に相当する 値引きをして<u>リース譲渡を行った</u>……………</p> <p>(支払期日前に受領した手形)</p> <p>2-4-7 <u>リース譲渡</u>……………<u>支払期日</u>……………</p> <p>(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)</p> <p>2-4-8 法人が<u>リース譲渡を行った</u>後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除して<u>リース期間</u>の中途において当該<u>リース譲渡</u>をした資産を取り戻した場合には、原則としてその資産を取り戻した日の属する事業年度において、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額から当該合計額のうちに含まれる利息に相当する金額を控除した金額をもって資産に計上するものとするが、法人がまだ支払の行われていないリース料の額の合計額又はその資産を取り戻した時における処分見込価額をもって資産に計上したときは、その計算を認めるものとする。</p> <p>(契約の変更があった場合の取扱い)</p>	<p>…</p> <p>(時価以上の価額で資産を下取りした場合の対価の額)</p> <p>2-4-6 法人が<u>長期割賦販売等に該当する資産の販売等</u>……………<u>その販売等をした資産については、その超える部分の金額に相当する値引きをして販売等をした</u>……………</p> <p>(履行期日前に受領した手形)</p> <p>2-4-7 <u>長期割賦販売等に該当する資産の販売等</u>……………<u>履行期日</u>……………</p> <p>(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)</p> <p>2-4-8 法人が<u>長期割賦販売等に該当する資産の販売等をした</u>後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除して<u>賦払期間</u>（<u>リース取引にあつては、リース期間</u>）の中途において当該<u>販売等</u>をした資産を取り戻した場合には、原則としてその資産を取り戻した日の属する事業年度において、<u>まだ支払の行われていない賦払金の額の合計額から当該金額のうちに含まれる延払損益を除外した金額</u>（<u>リース取引にあつては、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額から当該金額のうちに含まれる利息に相当する金額を控除した金額</u>）をもって資産に計上するものとするが、法人が<u>当該合計額</u>（<u>リース取引にあつては、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額</u>）又はその資産を取り戻した時における処分見込価額をもって資産に計上したときは、その計算を認めるものとする。</p> <p>(契約の変更があった場合の取扱い)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2-4-9 法第63条第1項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度) ……<u>リース譲渡</u>についてその後契約の変更があり、賦払金の<u>支払期日</u>又は各支払期日ごとの賦払金の額が異動した場合には、その変更後の支払期日及び各支払期日ごとの賦払金の額に基づいて同項の規定による延払基準の計算を行う。ただし、その変更前に既に支払期日の到来した賦払金の額については、この限りでない。</p> <p>(注) ……</p> <p>(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)</p> <p>2-4-10 法第63条第1項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度) ……<u>リース譲渡</u> ……当該<u>リース譲渡</u> …… <u>リース料</u> …… ……………</p> <p>(注) ……</p>	<p>2-4-9 法第63条第1項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度) ……<u>長期割賦販売等</u>に該当する資産の販売等についてその後契約の変更があり、賦払金の<u>履行期日</u>又は各履行期日ごとの賦払金の額が異動した<u>場合</u>における同項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) その契約の変更後においてなおその資産の販売等が同項に規定する長期割賦販売等に該当するものである場合には、<u>その変更後の履行期日及び各履行期日ごとの賦払金の額に基づいて同項の規定による延払基準の計算を行う。ただし、その変更前に既に履行期日の到来した賦払金の額については、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>その契約の変更によりその資産の販売等が長期割賦販売等に該当しないこととなった場合には、その資産の販売等に係る収益の額及び費用の額(当該事業年度前の各事業年度の所得の金額(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。)</u>は、その該当しないこととなった日の属する事業年度の益金の額及び損金の額に算入する。</p> <p>(注) ……</p> <p>(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)</p> <p>2-4-10 法第63条第1項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度) ……<u>長期割賦販売等</u> ……当該<u>長期割賦販売等</u> …… ……………<u>賦払金</u>…………… ……………</p> <p>(注) ……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2-4-11 <u>削 除</u></p> <p>(長期大規模工事に該当するかどうかの判定単位)</p> <p>2-4-14 請け負った工事が法第64条第1項(長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する長期大規模工事に該当するかどうかは、当該工事に係る契約ごとに判定するのであるが、複数の契約書により工事の請負に係る契約が締結されている場合であって、当該契約に至った事情等からみてそれらの契約全体で一の工事を請け負ったと認められる場合には、当該工事に係る契約全体を一の契約として長期大規模工事に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。</p> <p><u>④ 2-1-1(1)に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合には、当該単位により判定を行うことに留意する。</u></p> <p>(工事の目的物について個々に引渡しが可能な場合の取扱い)</p> <p>2-4-15 工事の請負に係る一の契約においてその目的物について個々に引渡しが可能な場合であっても、当該工事が法第64条第1項(長期大規模工事の請</p>	<p><u>(長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)</u></p> <p>2-4-11 <u>法人が法第63条第1項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する長期割賦販売等(同条第2項に規定するリース譲渡を除く。)に該当する資産の販売等を行った場合において、当該長期割賦販売等に係る契約により販売代価と賦払期間中の利息に相当する金額とが明確、かつ、合理的に区分されているときは、当該利息相当額を当該長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができることに留意する。</u></p> <p><u>長期割賦販売等(同条第2項に規定するリース譲渡を除く。)に該当しない割賦販売等についても同様とする。</u></p> <p>(長期大規模工事に該当するかどうかの判定単位)</p> <p>2-4-14 請け負った工事が法第64条第1項(長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する長期大規模工事に該当するかどうかは、当該工事に係る契約ごとに判定するのであるが、複数の契約書により工事の請負に係る契約が締結されている場合であって、当該契約に至った事情等からみてそれらの契約全体で一の工事を請け負ったと認められる場合には、当該工事に係る契約全体を一の契約として長期大規模工事に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。</p> <p>(工事の目的物について個々に引渡しが可能な場合の取扱い)</p> <p>2-4-15 工事の請負に係る一の契約においてその目的物について個々に引渡</p>

改 正 後	改 正 前
<p>負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する長期大規模工事に該当するかどうかは、当該一の契約ごとに判定することに留意する。</p> <p>ただし、その目的物の性質、取引の内容並びに目的物ごとの請負の対価の額及び原価の額の区分の状況などに照らして、個々に独立した契約が一の契約書に一括して記載されていると認められる工事の請負については、当該個々に独立した契約ごとに長期大規模工事の判定を行うことができる。</p> <p><u>④ 2-1-1(2)に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合(当該区分した単位ごとに対価の額が区分されている場合に限る。)</u>には、当該単位により判定を行うことに留意する。</p> <p><u>(進捗度に寄与しない原価等がある場合の工事進行基準の適用)</u></p> <p><u>2-4-18の2 2-1-21の6④2は、令第129条第3項(工事進行基準の方法)に規定する「進行割合」の算定について準用する。</u></p>	<p>負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する長期大規模工事に該当するかどうかは、当該一の契約ごとに判定することに留意する。</p> <p>ただし、その目的物の性質、取引の内容並びに目的物ごとの請負の対価の額及び原価の額の区分の状況などに照らして、個々に独立した契約が一の契約書に一括して記載されていると認められる工事の請負については、当該個々に独立した契約ごとに長期大規模工事の判定を行うことができる。</p> <p>(新 設)</p>

六 仕入割戻し

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;">第1款 売上割戻し</p> <p><u>(売上割戻しの計上時期)</u></p> <p><u>2-5-1 販売した棚卸資産に係る売上割戻しの金額の計上の時期は、次の区分に応じ、次に掲げる事業年度とする。</u></p> <p><u>(1) その算定基準が販売価額又は販売数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により相手方に明示されている売上割戻し 販売した日</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>の属する事業年度。ただし、法人が継続して売上割戻しの金額の通知又は支払をした日の属する事業年度に計上することとしている場合には、これを認める。</u></p> <p>(2) <u>(1)に該当しない売上割戻し その売上割戻しの金額の通知又は支払をした日の属する事業年度。ただし、各事業年度終了の日までに、その販売した棚卸資産について売上割戻しを支払うこと及びその売上割戻しの算定基準が内部的に決定されている場合において、法人がその基準により計算した金額を当該事業年度の未払金として計上するとともに確定申告書の提出期限（法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定によりその提出期限が延長されている場合には、その延長された期限とする。）までに相手方に通知したときは、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p> <p><u>(一定期間支払わない売上割戻しの計上時期)</u></p> <p><u>2-5-2 法人が売上割戻しの金額につき相手方との契約等により特約店契約の解約、災害の発生等特別な事実が生ずるときまで又は5年を超える一定の期間が経過するまで相手方名義の保証金等として預かることとしているため、相手方がその利益の全部又は一部を実質的に享受することができないと認められる場合には、その売上割戻しの金額については、2-5-1にかかわらず、これを現実に支払った日（その日前に実質的に相手方にその利益を享受させることとした場合には、その享受させることとした日）の属する事業年度の売上割戻しとして取り扱う。</u></p> <p><u>(実質的に利益を享受することの意義)</u></p> <p><u>2-5-3 2-5-2の「相手方がその利益を実質的に享受すること」とは、次に掲げるような事実があることをいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(仕入割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-5-1</u></p> <p>(一定期間支払を受けない仕入割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-5-2</u> <u>2-1-1の13</u>.....<u>2-5-1</u>.....<u>2-1-1の14</u>.....</p> <p>(法人が計上しなかった仕入割戻しの処理)</p> <p><u>2-5-3</u><u>2-5-1</u>又は<u>2-5-2</u>.....</p>	<p>(1) <u>相手方との契約等に基づいてその売上割戻しの金額に通常の金利を付けるとともに、その金利相当額については現実に支払っているか、又は相手方からの請求があれば支払うこととしていること。</u></p> <p>(2) <u>相手方との契約等に基づいて保証金等に代えて有価証券その他の財産を提供することができることとしていること。</u></p> <p>(3) <u>保証金等として預かっている金額が売上割戻しの金額のおおむね 50%以下であること。</u></p> <p>(4) <u>相手方との契約等に基づいて売上割戻しの金額を相手方名義の預金又は有価証券として保管していること。</u></p> <p style="text-align: center;">第2款 仕入割戻し</p> <p>(仕入割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-5-4</u></p> <p>(一定期間支払を受けない仕入割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-5-5</u> <u>2-5-2</u>.....<u>2-5-4</u>.....<u>2-5-3</u>.....</p> <p>(法人が計上しなかった仕入割戻しの処理)</p> <p><u>2-5-6</u><u>2-5-4</u>又は<u>2-5-5</u>.....</p>

七 繰延資産の意義及び範囲等

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>ノウハウ</u>の頭金等)</p> <p>8-1-6 <u>ノウハウ</u>.....<u>ノウハウ</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(移転資産等と密接な関連を有する繰延資産)</p> <p>8-1-14</p> <p>(1)<u>ノウハウ</u>.....<u>ノウハウ</u>の頭金等</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(<u>ノーハウ</u>の頭金等)</p> <p>8-1-6 <u>ノーハウ</u>.....<u>ノーハウ</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(移転資産等と密接な関連を有する繰延資産)</p> <p>8-1-14</p> <p>(1)<u>ノーハウ</u>.....<u>ノーハウ</u>の頭金等</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

八 繰延資産の償却期間

改 正 後	改 正 前																																
<p>(繰延資産の償却期間)</p> <p>8-2-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">該当条項</th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">細 目</th> <th style="width: 30%;">償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....</td> <td><u>ノウハウ</u>...</td> <td></td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1</p> <p>2</p>	該当条項	種 類	細 目	償却期間	<u>ノウハウ</u>			<p>(繰延資産の償却期間)</p> <p>8-2-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">該当条項</th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">細 目</th> <th style="width: 30%;">償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....</td> <td><u>ノーハウ</u>...</td> <td></td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1</p> <p>2</p>	該当条項	種 類	細 目	償却期間	<u>ノーハウ</u>		
該当条項	種 類	細 目	償却期間																														
.....	<u>ノウハウ</u>																														
.....																																
...	...																																
該当条項	種 類	細 目	償却期間																														
.....	<u>ノーハウ</u>																														
.....																																
...	...																																

九 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
<p>(返品債権特別勘定の設定)</p> <p>9－6－4 <u>出版業を営む法人のうち、常時、その販売する出版業に係る棚卸資産の大部分につき、一定の特約を結んでいるものが、</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④1 <u>一定の特約とは、次に掲げる事項を内容とする特約とする。</u></p> <p>(1) <u>販売先からの求めに応じ、その販売した棚卸資産を当初の販売価額によって無条件に買い戻すこと。</u></p> <p>(2) <u>販売先において、当該法人から棚卸資産の送付を受けた場合にその注文によるものかどうかを問わずこれを購入すること。</u></p> <p>2 <u>法人が当該事業年度において、店頭売れ残り品に係る返金負債勘定又は返品資産勘定を設けている場合には、その返金負債勘定の金額から返品資産勘定の金額を控除した金額については、損金経理により返品債権特別勘定に繰り入れたものとみなす。</u></p> <p>(返品債権特別勘定の繰入限度額)</p> <p>9－6－5 <u>返品債権特別勘定の繰入限度額は、次に掲げるいずれかの金額とする。</u></p> <p>(1) <u>当該事業年度終了の時における雑誌の販売に係る売掛金（当該事業年度終了の時の直前の発行日に係るものを除く。）の帳簿価額の合計額に当該雑誌の返品率を乗じて計算した金額から店頭売れ残り品の当該事業年度終了の時における価額に相当する金額を控除した金額</u></p>	<p>(返品債権特別勘定の設定)</p> <p>9－6－4 <u>出版業を営む法人で法第53条(返品調整引当金)により返品調整引当金勘定を設けることのできるものが、</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(返品債権特別勘定の繰入限度額)</p> <p>9－6－5 <u>返品債権特別勘定の繰入限度額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額とする。</u></p> <p>(1) <u>当該法人が返品調整引当金勘定への繰入限度額を令第101条第1項第1号(売掛金基準)の方法により計算している場合</u> <u>当該事業年度終了の時における雑誌の販売に係る売掛金（当該事業年度終了の時の直前の発行日に係るものを除く。）の帳簿価額の合計額に同号に規定する返品率を乗じて計算した金額から店頭売れ残り品の当該事業年度終了の時における価額に相当する金額を控除した金額</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 当該事業年度終了の日以前2月間における雑誌の販売の対価の額（当該事業年度終了の時の直前の発行日に係るものを除く。）の合計額に当該雑誌の返品率を乗じて計算した金額から店頭売れ残り品の当該事業年度終了の時ににおける価額に相当する金額を控除した金額</p> <p>⑥ <u>上記(1)又は(2)の返品率とは、買戻事業年度（当該事業年度及び当該事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度をいう。）における次の(1)に掲げる金額のうち次の(2)に掲げる金額の占める割合をいう。</u></p> <p>(1) <u>当該雑誌の販売対価の額の合計額</u></p> <p>(2) <u>9-6-4 ⑥1に規定する特約に基づく当該雑誌の買戻しに係る対価の額の合計額</u></p>	<p>(2) <u>当該法人が返品調整引当金勘定への繰入限度額を令第101条第1項第2号《販売高基準》の方法により計算している場合又は返品調整引当金勘定を設けていない場合</u> 当該事業年度終了の日以前2月間における雑誌の販売の対価の額（当該事業年度終了の時の直前の発行日に係るものを除く。）の合計額に同号に規定する返品率を乗じて計算した金額から店頭売れ残り品の当該事業年度終了の時ににおける価額に相当する金額を控除した金額</p>

十 その他の経費

改 正 後	改 正 前
<p>(抽選券付販売に要する景品等の費用)</p> <p>9-7-1 法人が商品等の抽選券付販売により当選者に金銭若しくは景品を交付し、又は旅行、観劇等に招待することとしている場合 <u>(2-1-1の7又は2-1-1の16の適用を受ける場合を除く。)</u> には、これらに要する費用の額は、当選者から抽選券の引換えの請求があった日又は旅行等を実施した日の属する事業年度の損金の額に算入する。ただし、当選者からの請求を待たないで、法人が金銭又は景品を送付することとしている場合には、抽選の日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。</p>	<p>(抽選券付販売に要する景品等の費用)</p> <p>9-7-1 法人が商品等の抽選券付販売により当選者に金銭若しくは景品を交付し、又は旅行、観劇等に招待することとしている場合には、これらに要する費用の額は、当選者から抽選券の引換えの請求があった日又は旅行等を実施した日の属する事業年度の損金の額に算入する。ただし、当選者からの請求を待たないで、法人が金銭又は景品を送付することとしている場合には、抽選の日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(金品引換券付販売に要する費用)</p> <p>9-7-2 法人が商品等の金品引換券付販売により金品引換券と引換えに金銭又は物品を交付することとしている場合 <u>(2-1-1の7又は2-1-1の16の適用を受ける場合を除く。)</u> には、その金銭又は物品の代価に相当する額は、その引き換えた日の属する事業年度の損金の額に算入する。</p> <p>(金品引換費用の未払金の計上)</p> <p>9-7-3 法人が商品等の金品引換券付販売をした場合において、その金品引換券が販売価額又は販売数量に応ずる点数等で表示されており、かつ、たとえ1枚の呈示があっても金銭又は物品と引き換えることとしているものであるとき <u>(2-1-1の7又は2-1-1の16の適用を受ける場合を除く。)</u> は、9-7-2にかかわらず、次の算式により計算した金額をその販売の日の属する事業年度において損金経理により未払金に計上することができる。</p> <p>(算式)</p> <p style="text-align: center;">1枚又は1点について交付する金銭の額 × その事業年度において発行した枚数又は点数</p> <p>(注) 1 2</p>	<p>(金品引換券付販売に要する費用)</p> <p>9-7-2 法人が商品等の金品引換券付販売により金品引換券と引換えに金銭又は物品を交付することとしている場合には、その金銭又は物品の代価に相当する額は、その引き換えた日の属する事業年度の損金の額に算入する。</p> <p>(金品引換費用の未払金の計上)</p> <p>9-7-3 法人が商品等の金品引換券付販売をした場合において、その金品引換券が販売価額又は販売数量に応ずる点数等で表示されており、かつ、たとえ1枚の呈示があっても金銭又は物品と引き換えることとしているものであるときは、9-7-2にかかわらず、次の算式により計算した金額をその販売の日の属する事業年度において損金経理により未払金に計上することができる。</p> <p>(算式)</p> <p style="text-align: center;">1枚又は1点について交付する金銭の額 × その事業年度において発行した枚数又は点数</p> <p>(注) 1 2</p>

十一 引当金

改 正 後	改 正 前
(貸倒引当金の差額繰入れ等の特例)	(貸倒引当金等の差額繰入れ等の特例)

11-1-1 法人が貸倒引当金……………	11-1-1 法人が貸倒引当金 <u>その他法に規定する引当金</u> ……………
----------------------	---

十二 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
11-2-19 <u>削 除</u>	<p><u>(割賦未収金等)</u></p> <p>11-2-19 <u>法人が長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る収益について延払基準を適用している場合には、当該長期割賦販売等により生じた割賦未収金等は売掛債権等に該当するものとする。この場合において、法人が各事業年度終了の時ににおいて履行期日の到来しない部分を割賦未収金等としないで棚卸資産等として経理しているときであっても、その棚卸資産等の帳簿価額に相当する金額は売掛債権等の額に該当するものとする。</u></p>

十三 返品調整引当金

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第3節 返品調整引当金
(廃 止)	<p><u>(既製服の製造業の範囲)</u></p> <p>11-3-1 令第99条第3号(医薬品等の製造業)に掲げる既製服の製造業には、背広服、制服、婦人子供服等一般に既製服と称されているものの製造業のほか、既製和服、メリヤス製婦人服、スポーツウェアその他通常外衣として着用される既製の衣服の製造業が含まれるものとする。</p>
(廃 止)	<u>(磁気音声再生機用レコードの製造業の意義)</u>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>11-3-1 の 2 令第 99 条第 3 号(医薬品等の製造業)に掲げる磁気音声再生機用レコードの製造業とは、いわゆる録音済みのカセットテープの製造業のように、磁気音声再生機用レコードをマザーテープ等から複製により多量に製造する事業をいう。</u></p> <p><u>(註) 磁気音声再生機用レコードとは、いわゆるカーステレオ、テープレコーダ一等により音声を再生することのできる磁気テープ、磁気シート等で録音済みのものをいう。</u></p> <p><u>(特約を結んでいる法人の範囲)</u></p> <p><u>11-3-1 の 3 令第 99 条(返品調整引当金勘定を設定することができる事業の範囲)に掲げる事業(以下この節において「対象事業」という。)を営む法人が、その販売先との間に文書により令第 100 条(返品調整引当金勘定の設定要件)に掲げる事項を内容とする特約を結んでいない場合であっても、慣習によりその販売先との間に同条に掲げる事項につき特約があると認められるときは、当該法人は法第 53 条第 1 項(返品調整引当金)の特約を結んでいるものに該当するものとする。</u></p> <p><u>(売掛金の範囲)</u></p> <p><u>11-3-2 令第 101 条第 1 項第 1 号(売掛金基準)の売掛金には、その売掛金について取得した受取手形(割引又は裏書譲渡をしたものを含む。)を含むものとする。</u></p> <p><u>(註) 11-2-17 の(註)は、この取扱いを適用する場合について準用する。</u></p> <p><u>(割戻しがある場合の棚卸資産の売却の対価の額の合計額等の計算)</u></p> <p><u>11-3-3 法人が対象事業に係る棚卸資産の売却の対価の額につき割戻しをし</u></p>
(廃 止)	
(廃 止)	
(廃 止)	

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>た金額がある場合において、次の金額を計算するときは、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>令第 101 条第 1 項第 2 号(販売高基準)に規定する「各事業年度終了の日以前 2 月間における対象事業に係る棚卸資産の販売の対価の額」の合計額は、次の算式により計算した金額を控除した金額による。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{当該事業年度において割戻しをした金額の合計額}}{\text{当該 2 ヶ月間の割戻しを行う前における棚卸資産の販売の対価の額の合計額}} \times \frac{\text{当該事業年度の割戻しを行う前における棚卸資産の販売の対価の額の合計額}}{\text{当該事業年度の割戻しを行う前における棚卸資産の販売の対価の額の合計額}}$ <p>(2) <u>令第 101 条第 2 項第 1 号(返品率)に規定する「当該対象事業に係る棚卸資産の販売の対価の額の合計額」は、同項柱書きに規定する「買戻事業年度」において割戻しをした金額を控除しないところの金額による。</u></p> <p>(3) <u>令第 101 条第 3 項(売買利益率)に規定する「当該事業年度における当該対象事業に係る棚卸資産の販売の対価の額の合計額」は、当該事業年度において割戻しをした金額を控除した金額による。</u></p> <p>(註) <u>令第 101 条第 1 項第 1 号(売掛金基準)の規定を適用する場合において、当該事業年度終了の時に未払金に計上している割戻しの金額があるときにおいても、当該割戻しの金額は、同号に規定する売掛金の帳簿価額の合計額の計算に関係させないことができる。</u></p> <p><u>(特約に基づく買戻しがある場合の期末前 2 月間の棚卸資産の販売の対価の額の合計額)</u></p> <p><u>11-3-4 令第 101 条第 1 項第 2 号(販売高基準)に規定する「各事業年度終了の日以前 2 月間における対象事業に係る棚卸資産の販売の対価の額」の合計額は、その対象事業につき特約に基づく棚卸資産の買戻しに係る対価の額があ</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>る場合であっても、当該対価の額を控除しないで計算するものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(買戻しに係る対価の額の計算)</u></p> <p><u>11-3-5 令第 101 条第 2 項第 2 号(返品率)に規定する「棚卸資産の買戻しに係る対価の額の合計額」には、販売した棚卸資産について受け入れた物的なかしに基づく返品額は含まれないのであるが、返品が物的なかしに基づくものであるかどうか明らかでない場合において、法人がその返品額を当該合計額に含めているときは、これを認める。</u></p> <p>(廃 止) <u>(売買利益率の計算における広告料収入)</u></p> <p><u>11-3-6 出版業を営む法人が令第 101 条第 3 項(売買利益率)に規定する売買利益率を計算する場合において、その出版業に係る広告料収入があるときは、その広告料収入及びその原価額は、当該出版業に係る棚卸資産の販売の対価の額の合計額及びその売上原価の額に含めないのであるが、その広告料収入に係る原価の額を区分することが困難である場合には、広告料収入及びその原価の額をそれぞれ出版業に係る棚卸資産の販売の対価の額の合計額及びその売上原価の額に含めて計算することができる。</u></p> <p>(廃 止) <u>(売買利益率の計算の基礎となる販売手数料の範囲)</u></p> <p><u>11-3-7 令第 101 条第 3 項(売買利益率)に規定する販売手数料には、当該法人の使用人たる外交員等に対して支払う歩合給、手数料等で所得税法第 204 条(源泉徴収義務)に規定する報酬等に該当するものも含まれる。</u></p> <p>(廃 止) <u>(返品債権特別勘定を設けている場合の期末売掛金等)</u></p> <p><u>11-3-8 法人が返品債権特別勘定を設けている場合には、令第 101 条第 1 項第</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>1号(売掛金基準)に規定する売掛金の帳簿価額には9-6-5(1)(返品債権特別勘定の繰入限度額)の雑誌の販売に係る売掛金の帳簿価額を、同項第2号(販売高基準)の対価の額には9-6-5(2)の雑誌の販売の対価の額を、それぞれ含めないことに留意する。</u>

十四 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等) 12の3-2-3 (注)法第63条第3項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度) 1 2 3	(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等) 12の3-2-3 (注)法第63条第3項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度) 1 2 3 <u>4 措置法第65条の12第11項(大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u>

十五 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理

改 正 後	改 正 前
(繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)	(繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)

改 正 後	改 正 前
<p>12 の 3-3-1 の 2 …………… ……………法第 63 条第 1 項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定するリース譲渡……………リース譲渡……………</p> <p>(連結納税の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定)</p> <p>12 の 3-3-3 令第 126 条第 1 項(連結納税の開始等に伴うリース譲渡に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用) ……………</p>	<p>12 の 3-3-1 の 2 …………… ……………法第 63 条第 1 項(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する長期割賦販売等に該当する資産の販売等……………長期割賦販売等に該当する資産の販売等……………</p> <p>(連結納税の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定)</p> <p>12 の 3-3-3 令第 126 条第 1 項(連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用) ……………</p>

十六 通則

改 正 後	改 正 前
<p>12 の 4-1-1 <u>削 除</u></p>	<p><u>(譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義)</u></p> <p>12 の 4-1-1 法人(普通法人又は協同組合等に限る。以下この章において同じ。)が譲渡損益調整額を計算する場合における法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)に規定する「譲渡に係る対価の額」とは、<u>令第 122 条の 14 第 2 項(譲渡損益調整資産の対価の額等の特例)の規定の適用がある場合を除き、法第 61 条の 13 第 1 項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡の時の価額をいうことに留意する。</u></p> <p>④ <u>譲渡損益調整額とは、同項の規定により譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額が損金の額又は益金の額に算入される場合のその算入される金額をいう。以下この章において同じ。</u></p>

十七 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)</p> <p>12 の 4-2-2 ……………</p> <p>……………<u>譲渡損益調整額 (同項の規定により譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額が損金の額又は益金の額に算入される場合のその算入される金額をいう。以下この章において同じ。)</u> ……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p>	<p>(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)</p> <p>12 の 4-2-2 ……………</p> <p>……………譲渡損益調整額……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) <u>措置法第 65 条の 12(大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u></p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>(8) <u>措置法第 68 条の 83(大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u></p>

十八 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
<p>(延払基準の適用)</p> <p>13 の 2-1-6 ……………<u>リース譲渡 (以下 13 の 2-1-7 までにおいて</u></p>	<p>(延払基準の適用)</p> <p>13 の 2-1-6 ……………<u>長期割賦販売等 (以下 13 の 2-1-7 において</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>「<u>リース譲渡</u>」という。) ……………<u>リース譲渡</u>……………</p> <p>(<u>リース譲渡</u>に係る債権等につき為替差損益を計上した場合の未実現利益繰延額の修正)</p> <p>13 の 2-1-7 <u>リース譲渡</u>……………<u>リース譲渡</u>……………</p> <p>(注) <u>リース譲渡</u>……………</p>	<p>「<u>長期割賦販売等</u>」という。) ……………<u>長期割賦販売等</u>……………</p> <p>(<u>長期割賦販売等</u>に係る債権等につき為替差損益を計上した場合の未実現利益繰延額の修正)</p> <p>13 の 2-1-7 <u>長期割賦販売等に該当する資産の販売等</u>……………<u>資産の販売等</u>……………</p> <p>(注) <u>長期割賦販売等に該当する資産の販売等</u>……………</p>

十九 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(解散した法人の<u>貸倒引当金</u>の新法人への引継ぎ)</p> <p>14-3-5 ……………<u>貸倒引当金</u>……………<u>貸倒引当金</u>……………</p> <p>…<u>貸倒引当金</u>とみなす。</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(解散した法人の<u>貸倒引当金等</u>の新法人への引継ぎ)</p> <p>14-3-5 ……………<u>貸倒引当金等法に規定する引当金</u>……………<u>引当金</u>……………</p> <p>…<u>引当金</u>とみなす。</p> <p>(注) ……………</p>

二十 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(物品貸付業の範囲)</p> <p>15-1-16 ……………</p> <p>(注) ……………<u>ノウハウ</u>……………</p>	<p>(物品貸付業の範囲)</p> <p>15-1-16 ……………</p> <p>(注) ……………<u>ノウハウ</u>……………</p>

二十一 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(国外からの利子、配当等について送金が許可されない場合の外国税額の控除)</p> <p>16-3-7</p> <p>..... 2-1-31(送金が許可されない利子、配当等の<u>帰属の時期の特例</u>)</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>16-3-25</p> <p>.....</p> <p>⑥<u>12の4-2-2(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)</u></p>	<p>(国外からの利子、配当等について送金が許可されない場合の外国税額の控除)</p> <p>16-3-7</p> <p>..... 2-1-31(送金が許可されない利子、配当等の<u>帰属時期の特例</u>)</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>16-3-25</p> <p>.....</p> <p>⑥<u>12の4-1-1の⑥(譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義)</u></p>

二十二 国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
<p>(機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供)</p> <p>20-2-12</p> <p>(1)</p> <p>(2) 工業所有権、<u>ノウハウ</u></p>	<p>(機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供)</p> <p>20-2-12</p> <p>(1)</p> <p>(2) 工業所有権、<u>ノーハウ</u></p>

二十三 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
<p>(工業所有権等の意義)</p> <p>20-3-2</p> <p>.....<u>ノウハウ</u>.....</p>	<p>(工業所有権等の意義)</p> <p>20-3-2</p> <p>.....<u>ノ一ハウ</u>.....</p>

二十四 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)</p> <p>20-5-2</p> <p>(1)</p> <p>..... 2-1-31(送金が許可されない利子、配当等の帰属の時期の特例)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p><u>(8)</u></p>	<p>(内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)</p> <p>20-5-2</p> <p>(1)</p> <p>..... 2-1-31(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p><u>(8) 第11章(引当金)の取扱い(第2節(貸倒引当金)の取扱いを除く。)</u></p> <p><u>(注) 11-1-1(貸倒引当金等の差額繰入れ等の特例)の取扱いを準用する場合、「貸倒引当金その他法に規定する引当金」は、「法に規定する引当金(貸倒引当金を除く。)」と読み替えて準用する。</u></p> <p><u>(9)</u></p>

(9)	(10)
(10)	(11)

二十五 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期)</u></p> <p>別に定めるものを除き、この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成30年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</p>	(新 設)
<p><u>(経過的取扱い(2)…収益の計上の単位の通則等に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p>この法令解釈通達による改正後の2-1-1から2-1-1の9まで、2-1-21の2から2-1-21の11まで、2-1-29から2-1-30の5まで、2-1-39から2-1-39の3まで、2-1-40の2、2-1-41、2-2-9、2-2-11、2-4-14、2-4-15、2-4-18の2及び9-7-1から9-7-3までの取扱いは、平成30年4月1日以後に終了する事業年度において契約する取引について適用し、同日前に終了した事業年度において契約した取引に係るこの法令解釈通達による改正前の2-1-5、2-1-6、2-1-9、2-1-10、2-1-12、2-1-13、2-1-17、2-1-29、2-1-30、2-1-39、2-1-41、2-2-9、2-2-11、2-4-14、2-4-15及び9-7-1から9-7-3までの取扱いは、なお従前の例による。</p>	(新 設)
<p><u>(経過的取扱い(3)…相手方に支払われる対価)</u></p> <p>2-1-1の16の場合において、相手方に支払われる対価についてその支払</p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>をした日の属する事業年度の費用として損金の額に算入しているときは、当分の間これを認める。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(4)…知的財産のライセンスの供与に係る売上高等に基づく使用料に係る収益の帰属の時期)</u></p> <p><u>2-1-30の4の適用上、工業所有権等又はノウハウを他の者に使用させたことにより支払を受ける使用料の額は、その額が確定した日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、当分の間これを認める。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(5)…送金が許可されない利子、配当等の帰属の時期の特例)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の2-1-31の取扱いは、措置法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社又は措置法第66条の9の2第1項に規定する外国関係法人の平成30年4月1日以後に開始する事業年度に係る適用対象金額及び課税対象金額、部分適用対象金額及び部分課税対象金額、金融子会社等部分適用対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額並びに金融関係法人部分適用対象金額及び金融関係法人部分課税対象金額について適用し、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第12条の規定による改正前の措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等又は措置法第66条の9の2第1項に規定する特定外国法人の同日前に開始した事業年度に係る適用対象金額及び当該適用対象金額に係る課税対象金額並びに部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る部分課税対象金額については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(6)…商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期)</u></p> <p><u>法人が平成30年4月1日前に終了した事業年度において発行した商品引換</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>券等につきこの法令解釈通達による改正前の 2-1-39 本文の適用を受けている場合又はこの法令解釈通達による改正前の 2-1-39 ただし書の確認を受けている場合（同日以後に終了する事業年度においてこの法令解釈通達による改正後の 2-1-39(3)の基準を定めていない場合に限る。）において、同日以後に終了する事業年度において発行した商品引換券等のうち未引換となっている対価の額を次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合（当該事業年度の確定申告書において益金算入に関する申告の記載をした場合を含む。）には、新たに当該基準を定める日までの間は「次に定める日の属する事業年度終了の日が到来すること」を法人が継続して収益を計上することとしている基準として予め定めているものとしてこの法令解釈通達による改正後の 2-1-39(3)を取扱うことができる。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正前の 2-1-39 本文の適用を受けている場合</u> <u>その発行日</u></p> <p>(2) <u>この法令解釈通達による改正前の 2-1-39 ただし書の確認を受けている場合</u> <u>その発行に係る事業年度（適格合併、適格分割又は適格現物出資により当該商品引換券等に係る契約の移転を受けたものである場合にあつては、当該移転をした法人の発行に係る事業年度）終了の日の翌日から3年を経過した日</u></p> <p><u>（経過的取扱い(7)…長期割賦販売等）</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第 2 条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第 63 条第 1 項本文（旧法人税法第 142 条第 2 項の規定により準じて計算する場合</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の2-4-1から2-4-2の2まで、2-4-4から2-4-11まで、11-2-19、12の3-2-3、12の3-3-1の2、12の3-3-3、13の2-1-6及び13の2-1-7の例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(8)…返品調整引当金)</u></p> <p><u>改正法附則第25条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第53条(旧法人税法第142条第2項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の11-1-1、11-3-1から11-3-8まで、14-3-5及び20-5-2の例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(9)…譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正前の12の4-2-2の取扱いは、法人が平成30年4月1日に行った改正法第15条の規定による改正前の措置法第65条の12第1項に規定する土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>